

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

【化学物質系評価グループ】

1 添加物

・ プロピオンアルデヒド	1
・ 6-メチルキノリン	2
・ フルジオキシニル	3
・ 3-メチル-2-ブタノール	4
・ 亜塩素酸ナトリウム	5
・ 5, 6, 7, 8-テトラヒドロキノキサリン	6
・ ソルビン酸カルシウム	7
・ 2-エチルピラジン	8
・ 2-メチルピラジン	9
・ 2-ペンタノール	10
・ 2-メチルブチルアルデヒド	11
・ 亜塩素酸水	12
・ ステアロイル乳酸ナトリウム	13
・ L-グルタミン酸アンモニウム	14
・ 次亜塩素酸水	15

2 農薬

・ パクロブトラゾール	16
・ ミルベメクチン	17
・ アジムスルフロン	18
・ シフルフェナミド	19
・ プロスルホカルブ	20
・ イプロベンホス	21
・ イソチアニル	22
・ エスプロカルブ	23
・ スピロテトラマト	24
・ クロランスラムメチル	25

・ ミクロブタニル	26
・ ホジンホスメチル	27
・ ジメテナミド	28
・ スピロメシフェン	29
・ ビフェントリン	30
・ プロパモカルブ塩酸塩、プロパモカルブ	31
・ メチオカルブ	32
・ フルジオキシニル	33
・ フルシラゾール	34
・ クロメプロップ	35
・ プロチオコナゾール	36
・ ピリフルキナゾン	37
・ メトラクロール	38
・ ピリミルスルファン	39
・ ベンダイオカルブ	40
・ ピリプロキシフェン	41
・ アミスルブロム	42
・ メトラクロール（清涼飲料水）	43
・ クロフェンセツト	44
・ フルフェンピルエチル	45
・ プレチラクローラ	46
・ フルアクリピリム	47
・ ペンシクロン	48
・ イミシアホス	49
・ フェリムゾン	51
・ ピラスルホトール	52
・ EPN	54
・ フェノキサニル	55
・ フェントラザミド	56
・ ジクロスラム	57

・ヘキサジノン	58
・ジクロシメット	59
・メフェンピルジエチル	60
・クロルエトキシホス	61
・プロヒドロジャスモン	62
・プロファム	64
・トリブホス	65
・ルフェヌロン	66
・ノバルロン	67
・メタアルデヒド	68
・ブタミホス	69
・テフリルトリオン	70
・メタラキシル及びメフェノキサム	72
・シメコナゾール	73
・トリフルスルフロンメチル	74
・ピラクロストロビン	75
・ボスカリド	76
・プリミスルフロンメチル	77
・メソトリオン	78
・レピメクチン	79
・プレチラクロール(清涼飲料水)	80
・ペンシクロン(清涼飲料水)	81
・EPN(清涼飲料水)	82
・ブタミホス(清涼飲料水)	83
・メタラキシル(清涼飲料水)	84
・インドキサカルブ	85
・メタミドホス	86
・ブプロフェジン	87
・トリフロキシストロビン	88
・オキサジクロメホン	89
・ゾキサミド	90
・チアゾピル	91
・アセタミプリド	92

・トリルフルアニド	93
・プロポキシカルバゾン	94
・アセキノシル	95
・ピリブチカルブ	101
・オキサジアゾン	102
・カルボキシ	103
・ハロスルフロンメチル(清涼飲料水)	104
・ブプロフェジン(清涼飲料水)	105
・ピリブチカルブ(清涼飲料水)	106
・テブフェノジド	107
・イミベンコナゾール	108
・ダイムロン(清涼飲料水)	109
・カルプロパミド(清涼飲料水)	110
・フルトラニル(清涼飲料水)	111
・エスプロカルブ(清涼飲料水)	112
・カフェンストロール(清涼飲料水)	113
・メフェナセット(清涼飲料水)	114
・イミダクロプリド	115
・フルリドン	116
・ピリプロキシフェン(清涼飲料水)	117
・クロルピリホス	118
・クロルピリホス(清涼飲料水)	119
・アゾキシストロビン(清涼飲料水)	120

3 動物用医薬品

・鶏伝染性気管支炎(4-91株)生ワクチン	121
・鶏伝染性気管支炎生ワクチン(4-91株)(ノビリスIB4-91)	122
・クレンプテロール	123
・塩酸クレンプテロールを有効成分とする馬の経口投与剤 (ベンチプルミンシロップ)	124
・塩酸クレンプテロールを有効成分とする牛の注射剤 (プラニパート)	125
・カルプロフェン	126

・ カラゾロール	127
・ 鶏コクシジウム感染症（アセルブリナ・テネラ・マキシマ） 混合生ワクチン	128
・ 鶏コクシジウム感染症（アセルブリナ・テネラ・マキシマ） 混合生ワクチン（日生研鶏コクシ弱毒3価生ワクチン(TAM)）	129
・ 牛及び豚用インターフェロンアルファ経口投与剤	130
・ 豚サーコウイルス（2型）感染症（1型-2型キメラ） （デキストリン誘導体アジュバント加）不活化ワクチン	131
・ 豚サーコウイルス（2型）感染症（1型-2型キメラ） （デキストリン誘導体アジュバント加）不活化ワクチン （スバキシンPCV2/スバキシンPCV2 FDAH）	132
・ ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン	133
・ ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン （アビテクトNB/TM）	134
・ 性腺刺激ホルモン放出ホルモン・ジフテリアトキソイド結合物を 有効成分とする豚の注射剤	135
・ 性腺刺激ホルモン放出ホルモン・ジフテリアトキソイド結合物を 有効成分とする豚の注射剤（インプロバック）	136
・ イミドカルブ	137
・ セフキノム	138
・ 硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤 （コバクタン／セファガード）	139
・ ラフォキサニド	140
・ オキシベンダゾール	141
・ 塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤（ピルスー）	142
・ リファキシミン	143
・ チアンフェニコール	144
・ チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤 （ネオマイゾン注射液及びバジット注射液）	145
・ セフォペラゾン	146
・ コリスチン	147
・ プロチゾラム	148
・ フロルフェニコール	149

・ フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤 （ニューフロール）	150
・ エチプロストントロメタミン	151
・ マルボフロキサシンを有効成分とする牛及び豚の注射剤 （マルボシル2%、同10%）	153
・ カナマイシン	154
・ パロモマイシン	155
・ ベンジルペニシリン	156
・ セフトオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤（エクセネル注）	157
・ エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体（バイトリル原体）、 鶏の飲水添加剤（バイトリル10%液）、牛の強制経口投与剤（バイトリル 2.5%HV液）並びに牛及び豚の注射剤（バイトリル2.5%注射液、同 5%注射液、同10%注射液）	158
・ オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤 （オキサリジン液）	159
・ 塩酸ジフロキサシンを有効成分とする製造用原体（塩酸ジフロキサシ ン）及び豚の飲水添加剤（ベテキノン可溶散25%）	160

4 化学物質・汚染物質

・ 米のカドミウムの成分規格改正について	161
・ クロロホルム（清涼飲料水）	163
・ ブロモジクロロメタン（清涼飲料水）	164
・ ジブロモクロロメタン（清涼飲料水）	165
・ ブロモホルム（清涼飲料水）	166
・ 総トリハロメタン（清涼飲料水）	167
・ ベンゼン（清涼飲料水）	169
・ 1,2-ジクロロエタン（清涼飲料水）	170
・ 臭素酸（清涼飲料水）	171
・ トリクロロエチレン（清涼飲料水）	172
・ ジクロロメタン（清涼飲料水）	173
・ テトラクロロエチレン（清涼飲料水）	174
・ トルエン（清涼飲料水）	175
・ 銅（清涼飲料水）	176

・ ホルムアルデヒド (清涼飲料水)	177
・ メチル- γ -ブチルエーテル (清涼飲料水)	178
・ 1, 1, 1-トリクロロエタン (清涼飲料水)	179
・ 1, 1, 2-トリクロロエタン (清涼飲料水)	180
・ 亜塩素酸 (清涼飲料水)	181
・ 二酸化塩素 (清涼飲料水)	182
・ カドミウム (清涼飲料水)	183
・ 四塩化炭素 (清涼飲料水)	184
・ 1, 4-ジオキサン (清涼飲料水)	185
・ 1, 1-ジクロロエチレン (清涼飲料水)	186
・ シス-1, 2-ジクロロエチレン、トランス-1, 2-ジクロロエチレン (清涼飲料水)	187
・ 塩素酸 (清涼飲料水)	188
・ ジクロロアセトニトリル (清涼飲料水)	189
・ 抱水クロラル (清涼飲料水)	190
・ 塩素 (残留塩素) (清涼飲料水)	191

【生物系評価グループ】

1 微生物・ウイルス

・ 鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリの食品健康影響評価 (厚生労働省)	192
・ 鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリの食品健康影響評価 (農林水産省)	195

2 かび毒・自然毒等

・ 食品中の総アフラトキシンに係る食品健康影響評価について	198
-------------------------------------	-----

【新食品等評価グループ】

1 遺伝子組換え食品等

<遺伝子組換え食品>

・ GGI株を利用して生産されたL-グルタミン	200
-------------------------------	-----

・ パパイヤリングスポットウイルス抵抗性パパイヤ55-1系統	201
・ XAS株を利用して生産されたヘミセルラーゼ	202
・ pCHI株を利用して生産されたキチナーゼ	203

2 新開発食品

・ キリン細胞壁破碎アガリクス顆粒	204
・ 仙生露顆粒ゴールド	205
・ アガリクスK2ABPC顆粒	205
・ グルコバスター カプセル	206
・ 体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにその後代に 由来する食品の安全性について	207
・ ヘルシアコーヒー 無糖ブラック	208
・ ヘルシアコーヒー マイルドミルク	209
・ 麦の葉うまれの食物繊維	210
・ ガイオ タガトース	211

3 肥料・飼料等

・ ノシヘプタイド	212
・ コリスチン	213

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロピオンアルデヒド
評価品目の分類	添加物
用 途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年11月20日付け厚生労働省発食安第1120004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	プロピオンアルデヒドは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成21年4月2日府食第311号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年4月28日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成21年7月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年2月24日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年3月12日～薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議中
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	6-メチルキノリン
評価品目の分類	添加物
用 途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年11月20日付け厚生労働省発食安第1120005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	6-メチルキノリンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 。（平成21年5月21日府食第499号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年4月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成21年7月3日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年2月24日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年3月12日～薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議中
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルジオキシニル
評価品目の分類	添加物
用 途	防かび剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年11月20日付け厚生労働省発食安第1120003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（防かび剤）
評価結果の概要	フルジオキシニルの一日摂取許容量（AD I）を0.33mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 農薬としての使用に基づく暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。なお、平成10～12年の国民栄養調査結果に基づき試算されるフルジオキシニルの一日あたりの理論的最大一日摂取量は1,424μgであり、ヒトの体重を50kgと仮定すると、そのAD I比は8.6%である。 また、ヒトにおける暴露量及び体内動態も勘案して検討を行った結果、ヒトがフルジオキシニルを継続的に経口摂取することによって耐性菌が選択され、保健衛生上の危害を生じるおそれはないものとする。 （平成21年7月16日府食第682号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年6月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	3-メチル-2-ブタノール
評価品目の分類	添加物
用 途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成21年3月12日付け厚生労働省発食安第0312003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	3-メチル-2-ブタノールは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成21年7月23日府食第701号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月3日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成21年9月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	亜塩素酸ナトリウム
評価品目の分類	添加物
用 途	漂白剤及び殺菌料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成21年4月13日付け厚生労働省発食安第0413001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物の使用基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の使用基準改正（漂白剤及び殺菌料）
評価結果の概要	亜塩素酸ナトリウムの一摂取許容量（ADI）を亜塩素酸イオンとして0.029mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ さらに、混入の可能性が指摘された臭素酸について、市販の亜塩素酸ナトリウム製剤を用いて調製した水溶液中の実測データを基に評価した限りにおいて、臭素酸が検出されないことを確認した。 亜塩素酸ナトリウムのNOAELの最小値は、ラットを用いた二世世代繁殖試験結果に基づき、聴覚驚愕反応の低下を根拠に亜塩素酸イオンとして2.9 mg/kg 体重/日と考えられることから、亜塩素酸ナトリウムのADIは、安全係数を100とし、亜塩素酸イオンとして0.029 mg/kg体重/日と評価した。 （平成21年7月23日府食第702号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年6月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成21年7月3日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年2月24日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年3月12日～薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議中
施策の概要等	（施策の概要） ・ 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	5, 6, 7, 8-テトラヒドロキノキサリン
評価品目の分類	添加物
用 途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成21年3月12日付け厚生労働省発食安第0312002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	5, 6, 7, 8-テトラヒドロキノキサリンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成21年8月27日府食第818号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月3日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成21年9月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ソルビン酸カルシウム
評価品目の分類	添加物
用 途	保存料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月19日付け厚生労働省発食安第0319025号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（保存料）
評価結果の概要	ソルビン酸及びその塩類（ソルビン酸カリウム、ソルビン酸カルシウム）のグループとして一日摂取許容量（AD I）を、ソルビン酸として25mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> なお、ソルビン酸類に由来する副生成物、ソルビン酸類と他の食品添加物等との相互作用に関連して、発がん性、生殖発生毒性及び遺伝毒性に関する試験成績が報告されている。ソルビン酸と亜硝酸塩の反応生成物は通常の使用状況下とは異なる極めて限られた条件下で生成することに留意する必要があるとされており、SCF*においてはソルビン酸類と亜硝酸塩の共存下における遺伝毒性物質の生成に関する試験結果の一部が相互矛盾のため信頼できず、また、通常条件下ではヒトの健康に対するハザードがないとしており、本調査会としては妥当と判断した。 * SCF：欧州連合食品科学委員会 （平成20年11月20日府食第1264号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年11月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成20年12月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年2月24日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年3月12日～薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議中
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	—

(継続 20下)

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	2-エチルピラジン
評価品目の分類	添加物
用 途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年5月22日付け厚生労働省発食安第0522006号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	2-エチルピラジンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 。（平成20年11月27日府食第1293号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年10月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成20年12月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年2月24日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年3月12日～薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議中
施策の概要等	（施策の概要） ・ 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	—

(継続 20下)

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	2-メチルピラジン
評価品目の分類	添加物
用 途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年5月22日付け厚生労働省発食安第0522007号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	2-メチルピラジンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 。（平成20年11月27日府食第1294号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年10月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成20年12月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年2月24日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年3月12日～薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議中
施策の概要等	（施策の概要） ・ 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	—

(継続 20下)

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	2-ペンタノール
評価品目の分類	添加物
用 途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年10月14日付け厚生労働省発食安第1014001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	2-ペンタノールは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成21年1月22日府食第83号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年4月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成21年7月3日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年2月24日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年3月12日～薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議中
施策の概要等	(施策の概要) ・ 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	—

(継続 20下)

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	2-メチルブチルアルデヒド
評価品目の分類	添加物
用 途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年10月14日付け厚生労働省発食安第1014002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	2-メチルブチルアルデヒドは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成21年1月22日府食第84号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年12月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成21年3月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年2月24日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年3月12日～薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議中
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	—

(継続 20下)

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	亜塩素酸水
評価品目の分類	添加物
用 途	製造用剤（殺菌料）
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年8月14日付け厚生労働省発食安第0814001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（殺菌料）
評価結果の概要	亜塩素酸水の一摂取許容量（ADI）を亜塩素酸イオンとして0.029mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「付帯事項」抄> 亜塩素酸水に遺伝毒性発がん物質と疑われている臭素酸が混入する可能性があることから、厚生労働省は、以下の事項について確実に履行すべきである。 ・臭素酸の混入の実態を調査した上で、規格基準の設定の必要性について検討し、同調査結果及び検討結果を、添加物の新規指定の前に食品安全委員会に報告すること。 なお、既に使用の認められている次亜塩素酸ナトリウム等、臭素酸の混入する可能性のある食品添加物についても、混入の実態を調査した上で、規格基準の設定の必要性について検討すべきと考える。 （平成20年6月19日府食第677号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22月3月現在、臭素酸の混入の実態について調査しているところであり、併せて、基準設定に必要な資料を収集中
施策の概要等	「亜塩素酸水」の食品健康影響評価の結果の付帯事項として、亜塩素酸水への臭素酸の混入の可能性のあることから、その実態について調査した上で、規格基準の設定の必要性について検討し、これらの調査結果及び検討結果について、添加物の新規指定の前に食品安全委員会に報告することが求められている。 （施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	—

(継続 20上)

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ステアロイル乳酸ナトリウム
評価品目の分類	添加物
用 途	乳化剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年2月6日付け厚生労働省発食安第0206001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（乳化剤）
評価結果の概要	ステアロイル乳酸ナトリウムの一摂取許容量（ADI）を20mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ なお、乳幼児におけるステアロイル乳酸ナトリウムの摂取に由来するD-乳酸の摂取については、以下の理由から安全性に特段の問題はないと考えられる。 ・ステアロイル乳酸ナトリウムには、海外における長年の食経験があり、乳幼児食品への使用制限はとられていない。 ・わが国におけるステアロイル乳酸ナトリウムの推定摂取量（3.9mg/人/日）に規格案上40%まで含まれる乳酸がすべてD体であると仮定して、乳幼児でのD-乳酸摂取量を見積もった。推定摂取量を体重50kgで除した値から、影響がみられた乳幼児（体重を5kgと仮定）でのD-乳酸摂取量は約0.16mg/日と算出された。この値は、乳幼児で影響がみられたときのD-乳酸摂取量（約0.4～0.5g/日）より十分少ないと推定される。 （平成20年7月10日府食第766号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年7月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成20年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年2月24日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年3月12日～薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議中
施策の概要等	（施策の概要） ・ 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	—

(継続 20上)

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	Ｌ-グルタミン酸アンモニウム
評価品目の分類	添加物
用 途	調味料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年5月22日付け厚生労働省発食安第0522006号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（調味料）
評価結果の概要	Ｌ-グルタミン酸アンモニウムが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量（ＡＤＩ）を特定する必要はない。 （平成20年3月13日府食第277号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	・平成20年4月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 ・平成20年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	—

(継続 19 下)

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	次亜塩素酸水
評価品目の分類	添加物
用 途	殺菌料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年1月31日付け厚生労働省発食安第0131002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物の成分規格を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の成分規格改正（殺菌料）
評価結果の概要	今回、食品健康影響評価を求められた2種類の次亜塩素酸水は、使用後、最終食品の完成前に除去される場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成19年1月25日府食第94号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	- 平成19年3月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 - 平成20年1月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	「亜塩素酸水」の食品健康影響評価の結果の付帯事項として、亜塩素酸水への臭素酸の混入の可能性があることから、その実態について調査した上で、規格基準の設定の必要性について検討し、これらの調査結果及び検討結果について、添加物の新規指定の前に食品安全委員会に報告することが求められている。このことは、類似物質である「次亜塩素酸水」についても同様であることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示については、臭素酸についての検討及び食品安全委員会への報告を行った後に公布予定である。 (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 次亜塩素酸水については、評価依頼をした時点の成分規格案から、含量の規定について変更した場合においても、食品健康影響評価の結果に影響を与えることがない旨、意見照会により内閣府食品安全委員会事務局長宛に確認済。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	—

(継続 18 下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	パクロブトラゾール
評価品目の分類	農薬
用 途	植物成長調整剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年12月4日付け厚生労働省発食安第1204002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	パクロブトラゾールの一日摂取許容量（A D I）を0.02mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年4月2日府食第312号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ミルベメクチン
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年11月8日付け厚生労働省発食安第1108002号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718033号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ミルベメクチンの一日摂取許容量（A D I）を0.03mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年4月2日府食第313号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アジムスルフロン
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年4月9日付け厚生労働省発食安第0409003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アジムスルフロンの一摂取許容量（A D I）を0.095mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年4月9日府食第344号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シフルフェナミド
評価品目の分類	農薬
用 途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月25日付け厚生労働省発食安第0325007号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	シフルフェナミドの一日摂取許容量（A D I）を0.041mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年4月16日府食第383号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロスルホカルブ
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年8月21日付け厚生労働省発食安第0821003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	プロスルホカルブの一日摂取許容量（A D I）を0.019mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年4月16日府食第384号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年12月2日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イプロベンホス
評価品目の分類	農薬
用 途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年12月18日付け厚生労働省発食安第1218001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	イプロベンホスの一日摂取許容量（A D I）を0.035mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年4月23日府食第412号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イソチアニル
評価品目の分類	農薬
用 途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年10月7日付け厚生労働省発食安第1007001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	イソチアニルの一日摂取許容量（A D I）を0.028mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年4月30日府食第439号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年1月22日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年3月19日～ 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議中
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エスプロカルブ
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成21年1月20日付け厚生労働省発食安第0120002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	エスプロカルブの一日摂取許容量（A D I）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年5月14日府食第470号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年12月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	スピロトラマト
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年8月18日付け厚生労働省発食安第0818002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	スピロトラマトの一日摂取許容量（A D I）を0.12mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年5月14日府食第471号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロランスラムメチル
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月25日付け厚生労働省発食安第0325006号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	クロランスラムメチルの一日摂取許容量（A D I）を0.05mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年5月21日府食第497号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ミクロブタニル
評価品目の分類	農薬
用 途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月25日付け厚生労働省発食安第0325016号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ミクロブタニルの一日摂取許容量（A D I）を0.024mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年5月21日府食第498号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アジンホスメチル
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年9月9日付け厚生労働省発食安第0909001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アジンホスメチルの一日摂取許容量（A D I）を0.0014mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年5月28日府食第527号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジメテナミド
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年6月2日付け厚生労働省発食安第0602005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ジメテナミドの一日摂取許容量（A D I）を0.038mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年6月11日府食第568号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年12月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	スピロメシフェン
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成21年1月20日付け厚生労働省発食安第0120004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	スピロメシフェンの一日摂取許容量（A D I）を0.022mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年6月25日府食第612号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ビフェントリン
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成21年1月20日付け厚生労働省発食安第0120005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ビフェントリンの一日摂取許容量（A D I）を0.01mg/kg体重/日（と設定する。 （平成21年6月25日府食第613号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロパモカルブ塩酸塩、プロパモカルブ
評価品目の分類	農薬
用 途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年10月21日付け厚生労働省発食安第1021002号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718030号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	プロパモカルブの一日摂取許容量（A D I）を0.29mg/kg体重/日（プロパモカルブ塩酸塩として）と設定する。 (平成21年7月9日府食第659号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において 審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メチオカルブ
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年2月5日付け厚生労働省発食安第0205004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メチオカルブの一日摂取許容量（A D I）を0.024mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年7月9日府食第660号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルジオキシソニル
評価品目の分類	農薬
用 途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年6月25日付け厚生労働省発食安第0625006号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フルジオキシソニルの一日摂取許容量（AD I）を0.33mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 農薬としての使用に基づく暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。なお、平成10～12年の国民栄養調査結果に基づき試算されるフルジオキシソニルの一日あたりの理論的最大一日摂取量は1,424μgであり、ヒトの体重を50kgと仮定すると、そのAD I比は8.6%である。 また、ヒトにおける暴露量及び体内動態も勘案して検討を行った結果、ヒトがフルジオキシソニルを継続的に経口摂取することによって耐性菌が選択され、保健衛生上の危害を生じるおそれはないものと考ええる。 （平成21年7月16日府食第682号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルシラゾール
評価品目の分類	農薬
用 途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年8月6日付け厚生労働省発食安第0806004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フルシラゾールの一日摂取許容量（A D I）を0.0014mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年7月16日府食第683号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロメプロップ
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305014号、平成20年10月7日付け厚生労働省発食安第1007002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項及び第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	クロメプロップの一日摂取許容量（A D I）を0.0062mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年7月23日府食第699号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロチオコナゾール
評価品目の分類	農薬
用 途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年6月2日付け厚生労働省発食安第0602004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	プロチオコナゾールの一日摂取許容量（A D I）を0.011mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年7月23日府食第700号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリフルキナゾン
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年12月18日付け厚生労働省発食安第1218002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ピリフルキナゾンの一摂取許容量（A D I）を0.005mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年7月30日府食第728号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メトラクロール
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年6月17日付け厚生労働省発食安第0617001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メトラクロールの一摂取許容量（A D I）を0.097mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年7月30日府食第729号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリミスルファン
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年10月30日付け厚生労働省発食安第1030004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ピリミスルファンの一日摂取許容量（A D I）を0.35mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年8月27日府食第824号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において 審議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ベンダイオカルブ
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月11日付け厚生労働省発食安第0311011号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ベンダイオカルブの一日摂取許容量（A D I）を0.0035mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年8月27日府食第825号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリプロキシフェン
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成21年3月24日付け厚生労働省発食安第0324002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ピリプロキシフェンの一日摂取許容量（A D I）を0.1mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年9月3日府食第855号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において 審議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アミスルプロム
評価品目の分類	農薬
用 途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成21年1月20日付け厚生労働省発食安第0120001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アミスルプロムの一日摂取許容量（A D I）を0.1mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年9月10日府食第872号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メトラクロール（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メトラクロールの一摂取許容量（A D I）を0.097mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年7月30日府食第729号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロフェンセット
評価品目の分類	農薬
用 途	植物成長調整剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年6月5日付け厚生労働省発食安第0605006号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	クロフェンセットの一日摂取許容量（A D I）を0.05mg/kg体重/日（クロフェンセットカリウム塩として）と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年10月2日府食第1041号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルフェンピルエチル
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112011号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フルフェンピルエチルの一日摂取許容量（A D I）を0.39mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年10月2日府食第1042号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プレチラクロール
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年9月25日付け厚生労働省発食安第0925001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	プレチラクロールの一摂取許容量（A D I）を0.018mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年10月9日府食第1082号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年11月17日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年3月5日 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁との協議終了
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルアクリピリム
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤（殺ダニ剤）
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305022号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フルアクリピリムの一摂取許容量（A D I）を0.059mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年10月16日府食第1101号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ペンシクロン
評価品目の分類	農薬
用 途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年9月13日付け厚生労働省発食安第0913007号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ペンシクロンの一日摂取許容量（A D I）を0.053mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年10月16日府食第1102号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年11月17日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年3月5日 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁との協議終了
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イミシアホス										
評価品目の分類	農薬										
用 途	殺線虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成18年9月4日付け厚生労働省発食安第0904003号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	イミシアホスの一日摂取許容量（A D I）を0.0005mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年11月13日府食第1234号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成21年7月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年8月11日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成22年1月18日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（推定1日摂取量（E D I））のA D Iに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>E D I / A D I (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td><td>11.1</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>22.4</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>9.8</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>10.0</td></tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		E D I / A D I (%)	国民平均	11.1	幼小児（1～6歳）	22.4	妊婦	9.8	高齢者（65歳以上）	10.0
	E D I / A D I (%)										
国民平均	11.1										
幼小児（1～6歳）	22.4										
妊婦	9.8										
高齢者（65歳以上）	10.0										
施策の実効性確保措置	平成22年1月18日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項											

(継続20下)

別紙1

イミシアホス(殺線虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
ばれいしょ	0.1	
かんしょ	0.01	
だいこん類(ラディッシュを含む。以下同じ。)の根	0.03	
だいこん類の葉	0.03	
にんじん	0.03	
トマト	0.3	
なす	0.3	
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.1	
すいか	0.02	
メロン類果実	0.05	
いちご	0.2	

脚注

1.表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フェリムゾン
評価品目の分類	農薬
用 途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年2月5日付け厚生労働省発食安第0205003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フェリムゾンの一摂取許容量（A D I）を0.019mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年11月13日府食第1235号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年11月17日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年3月5日 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁との協議終了
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピラスルホトール										
評価品目の分類	農薬										
用 途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年8月28日付け厚生労働省発食安第0828003号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	ピラスルホトールの一日摂取許容量（A D I）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年11月20日府食第1265号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成21年7月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年8月11日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成22年1月18日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大1日摂取量（TMD I））のA D Iに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>TMD I / ADI(%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td><td>4.7</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>10.2</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>4.8</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>4.5</td></tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMD I / ADI(%)	国民平均	4.7	幼小児（1～6歳）	10.2	妊婦	4.8	高齢者（65歳以上）	4.5
	TMD I / ADI(%)										
国民平均	4.7										
幼小児（1～6歳）	10.2										
妊婦	4.8										
高齢者（65歳以上）	4.5										
施策の実効性確保措置	平成22年1月18日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項											

(継続20下)

ピラスルホトール(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
小麦	0.02	
大麦	0.02	
ライ麦	0.02	
その他の穀類 ³	0.08	
牛の筋肉	0.02	
豚の筋肉	0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ⁴ の筋肉	0.02	
牛の脂肪	0.02	
豚の脂肪	0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	
牛の肝臓	0.35	
豚の肝臓	0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.35	
牛の腎臓	0.06	
豚の腎臓	0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.06	
牛の食用に供される部分(筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓を除く。 以下「食用部分」という。)	0.06	
豚の食用部分	0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.06	
乳	0.01	
鶏の筋肉	0.02	
その他の家きん ⁵ の筋肉	0.02	
鶏の脂肪	0.02	
その他の家きんの脂肪	0.02	
鶏の肝臓	0.02	
その他の家きんの肝臓	0.02	
鶏の腎臓	0.02	
その他の家きんの腎臓	0.02	
鶏の食用部分	0.02	
その他の家きんの食用部分	0.02	
鶏の卵	0.02	
その他の家きんの卵	0.02	

脚注

- 1.表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。
- 2.今回基準値を設定するピラスルホトールは、ピラスルホトール及び代謝物(5-ヒドロキシ-3-メチル-1*H*-ピラゾール-4-イル)[2-(メチルスルホニル)-4-(トリフルオロメチル)フェニル]メタノンをピラスルホトールに換算したものの和をいうこと。(ただし、農産物については代謝物3-メチル-4-[[2-(メチルスルホニル)-4-(トリフルオロメチル)フェニル]カルボニル]-1*H*-ピラゾール-5-イル D-グルコピラノシドを含む。)
- 3.「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- 4.「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- 5.「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	EPN
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年2月5日付け厚生労働省発食安第0205001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	EPNの一日摂取許容量（A D I）を0.0014mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年11月27日府食第1290号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年11月17日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年3月5日 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁との協議終了
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フェノキサニル
評価品目の分類	農薬
用 途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年2月5日付け厚生労働省発食安第0205002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フェノキサニルの一日摂取許容量（A D I）を0.007mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年11月27日府食第1291号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年11月17日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年3月5日 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁との協議終了
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フェントラザミド
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年2月5日付け厚生労働省発食安第0205004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フェントラザミドの一日摂取許容量（A D I）を0.0052mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年12月4日府食第1314号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年1月22日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年3月19日～ 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議中
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジクロスラム
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年6月5日付け厚生労働省発食安第0605007号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ジクロスラムの一日摂取許容量（A D I）を0.05mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年12月11日府食第1336号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ヘキサジノン
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305023号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ヘキサジノンの一日摂取許容量（A D I）を0.049mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年12月11日府食第1337号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジクロシメット
評価品目の分類	農薬
用 途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年1月11日付け厚生労働省発食安第0111004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ジクロシメットの一日摂取許容量（A D I）を0.005mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年12月18日府食第1366号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年11月17日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年3月5日 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁との協議終了
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メフェンピルジエチル
評価品目の分類	農薬
用 途	薬害軽減剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年6月5日付け厚生労働省発食安第0605014号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メフェンピルジエチルの一日摂取許容量（A D I）を0.028mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年12月18日府食第1367号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロロエトキシホス
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月11日付け厚生労働省発食安第0311003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	クロロエトキシホスの一日摂取許容量（A D I）を0.00063mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年1月8日府食第12号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロヒドロジャスモン										
評価品目の分類	農薬										
用 途	植物成長調整剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成20年10月7日付け厚生労働省発食安第1007004号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	プロヒドロジャスモンの一摂取許容量（ADI）を0.14mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年1月8日府食第13号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年11月17日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成22年2月18日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>TMDI / ADI(%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td><td>0.1</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>0.2</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>0.0</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>0.1</td></tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI / ADI(%)	国民平均	0.1	幼小児（1～6歳）	0.2	妊婦	0.0	高齢者（65歳以上）	0.1
	TMDI / ADI(%)										
国民平均	0.1										
幼小児（1～6歳）	0.2										
妊婦	0.0										
高齢者（65歳以上）	0.1										
施策の実効性確保措置	平成22年2月18日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項											

(継続20下)

プロヒドロジヤスモン(植物成長調整剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
みかん	○ 0.05	
りんご	○ 0.05	0.05
ぶどう	○ 0.05	0.05
その他のスパイス ²⁰	○ 0.05	

脚注

1. ○:平成22年2月18日施行

●:平成22年8月18日施行

残留基準値の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。

20.「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロファム
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤及び植物成長調整剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年6月5日付け厚生労働省発食安第0605012号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ラット以外の実験動物で実施された適切な試験が報告されていないこと、発生毒性に関して適切に評価できる試験が実施されていないこと等により、一日摂取許容量（AD I）を設定するための試験成績が不十分であったことから、プロファムのAD Iを設定しない。 (平成21年1月8日府食第14号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トリブホス
評価品目の分類	農薬
用 途	植物成長調整剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月11日付け厚生労働省発食安第0311005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	トリブホスの一日摂取許容量（A D I）を0.002mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年1月15日府食第45号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ルフェヌロン
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年7月25日付け厚生労働省発食安第0725001号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718012号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ルフェヌロンの一日摂取許容量（A D I）を0.014mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年1月22日府食第85号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ノバルロン
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年12月9日付け厚生労働省発食安第1209001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ノバルロンの一日摂取許容量（A D I）を0.011mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年2月5日府食第132号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年11月17日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年3月5日 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁との協議終了
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メタアルデヒド
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年12月9日付け厚生労働省発食安第1209004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メタアルデヒドの一日摂取許容量（A D I）を0.022mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年2月5日府食第133号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年12月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ブタミホス
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月25日付け厚生労働省発食安第0325012号、平成20年4月1日付け厚生労働省発食安第0401004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ブタミホスの一日摂取許容量（A D I）を0.008mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年2月12日府食第145号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 2 0 下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	デフリルトリオン										
評価品目の分類	農薬										
用 途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成20年1月11日付け厚生労働省発食安第0111005号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	デフリルトリオンの一日摂取許容量（A D I）を0.0008mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年2月19日府食第169号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年11月27日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成22年2月18日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大1日摂取量（TMD I））のA D Iに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>TMD I / ADI(%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td><td>8.7</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>15.5</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>6.3</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>8.7</td></tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMD I / ADI(%)	国民平均	8.7	幼小児（1～6歳）	15.5	妊婦	6.3	高齢者（65歳以上）	8.7
	TMD I / ADI(%)										
国民平均	8.7										
幼小児（1～6歳）	15.5										
妊婦	6.3										
高齢者（65歳以上）	8.7										
施策の実効性確保措置	平成22年2月18日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項											

(継続20下)

テフリトリオン(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.02	

脚注

1. ○:平成22年2月18日施行

●:平成22年8月18日施行

残留基準値の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メタラキシル及びメフェノキサム
評価品目の分類	農薬
用 途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年5月22日付け厚生労働省発食安第0522004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メタラキシル及びメフェノキサムの一日摂取許容量（A D I）を0.022mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年3月5日府食第211号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年12月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 2 0 下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シメコナゾール
評価品目の分類	農薬
用 途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年10月7日付け厚生労働省発食安第1007003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	シメコナゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.0085mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年3月12日府食第241号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年1月22日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年3月19日～ 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議中
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トリフルスルフロンメチル
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月3日付け厚生労働省発食安第0303014号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	トリフルスルフロンメチルの一日摂取許容量（A D I）を0.024mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年3月19日府食第263号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピラクロストロビン
評価品目の分類	農薬
用 途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年12月9日付け厚生労働省発食安第1209002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ピラクロストロビンの一日摂取許容量（A D I）を0.034mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年3月19日府食第264号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年1月22日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年3月19日～ 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議中
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ボスカリド
評価品目の分類	農薬
用 途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年12月9日付け厚生労働省発食安第1209003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ボスカリドの一日摂取許容量（A D I）を0.044mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年3月19日府食第265号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年1月22日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年3月19日～ 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議中
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プリミスルフロンメチル
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年12月18日付け厚生労働省発食安第1218009号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	プリミスルフロンメチルの一日摂取許容量（A D I）を0.1mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年3月26日府食第280号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 2 0 下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メソトリオン
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年4月9日付け厚生労働省発食安第0409002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メソトリオンの一日摂取許容量（A D I）を0.003mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年3月26日府食第281号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月30日、12月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年1月22日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年3月19日～ 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議中
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	レピメクチン
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	レピメクチンの一日摂取許容量（A D I）を0.02mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年3月26日府食第282号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年1月22日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年3月19日～ 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議中
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プレチラクロール（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	プレチラクロールの一日摂取許容量（A D I）を0.018mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年10月9日府食第1082号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ペンシクロン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ペンシクロンの一日摂取許容量（A D I）を0.053mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年10月16日府食第1102号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	EPN（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	EPNの一日摂取許容量（A D I）を0.0014mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年11月27日府食第1290号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ブタミホス（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ブタミホスの一日摂取許容量（A D I）を0.008mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年2月12日府食第145号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メタラキシル（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メタラキシルの一日摂取許容量（A D I）を0.022mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年3月5日府食第211号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	インドキサカルブ
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年11月8日付け厚生労働省発食安第1108003号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718034号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	インドキサカルブの一日摂取許容量（A D I）を0.0052mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年4月3日府食第356号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メタミドホス
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤・ダニ駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年2月12日付け厚生労働省発食安第0212004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メタミドホスの一日摂取許容量（A D I）を0.0006mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 ○参考：急性参照用量（ARFD）0.003mg/kg体重/日 （平成20年5月1日府食第475号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年9月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ブプロフェジン
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年8月21日付け厚生労働省発食安第0821002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ブプロフェジンの一摂取許容量（ADI）を0.009mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年5月15日府食第527号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年7月30日、平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年1月22日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年3月19日～ 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議中
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20 上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トリフロキシストロビン
評価品目の分類	農薬
用 途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年6月5日付け厚生労働省発食安第0605003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	トリフロキシストロビンの一日摂取許容量（A D I）を0.05mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年8月1日府食第840号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年12月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20 上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オキサジクロメホン
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305010号、平成20年6月2日付け厚生労働省発食安第0602001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	オキサジクロメホンの一日摂取許容量（A D I）を0.0091mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年8月21日府食第905号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年11月17日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年3月5日 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁との協議終了
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20 上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ゾキサミド
評価品目の分類	農薬
用 途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112009号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ゾキサミドの一日摂取許容量（A D I）を0.48mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年8月21日府食第906号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チアゾピル
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年6月5日付け厚生労働省発食安第0605009号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	チアゾピルの一日摂取許容量（A D I）を0.0072mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年8月29日府食第926号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20 上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アセタミプリド
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年2月12日付け厚生労働省発食安第0212003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アセタミプリドの一日摂取許容量（A D I）を0.071mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 ○参考：急性参照用量（ARfD）0.1mg/kg体重/日 （平成20年8月29日府食第928号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20 上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トリルフルアニド
評価品目の分類	農薬
用 途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年6月5日付け厚生労働省発食安第0605010号、平成20年6月2日付け厚生労働省発食安第0602002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	トリルフルアニドの一日摂取許容量（A D I）を0.036mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年9月4日府食第955号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20 上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロポキシカルバゾン
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112012号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	プロポキシカルバゾンの一摂取許容量（A D I）を0.43mg/kg体重/日（プロポキシカルバゾンナトリウム塩として）と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年9月4日府食第956号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20 上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アセキノシル										
評価品目の分類	農薬										
用 途	殺虫剤（殺ダニ剤）										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年7月13日付け厚生労働省発食安第0713005号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	アセキノシルの一日摂取許容量（AD I）を0.022mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年9月11日府食第984号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成21年7月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年11月17日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成22年2月18日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成22年8月18日から適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大1日摂取量（TMD I））のAD Iに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>TMD I / ADI(%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td><td>18.4</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>40.1</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>18.0</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>22.3</td></tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMD I / ADI(%)	国民平均	18.4	幼小児（1～6歳）	40.1	妊婦	18.0	高齢者（65歳以上）	22.3
	TMD I / ADI(%)										
国民平均	18.4										
幼小児（1～6歳）	40.1										
妊婦	18.0										
高齢者（65歳以上）	22.3										
施策の実効性確保措置	平成22年2月18日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項											

(継続20上)

アセキノシル(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
米(玄米をいう。)	●	0.02
小麦	●	0.02
大麦	●	0.02
ライ麦	●	0.02
とうもろこし	●	0.02
そば	●	0.02
その他の穀類 ³	●	0.02
大豆	●	0.02
小豆類 ⁴	○ 0.5	0.02
えんどう	●	0.02
そら豆	●	0.02
らつかせい	●	0.02
その他の豆類 ⁵	●	0.02
ばれいしよ	●	0.02
さといも類(やつがしらを含む。)	●	0.02
かんしよ	●	0.02
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.2	0.02
こんにやくいも	●	0.02
その他のいも類 ⁶	●	0.02
てんさい	●	0.02
さとうきび	●	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)	●	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)	●	0.02
かぶ類の根	●	0.02
かぶ類の葉	●	0.02
西洋わさび	●	0.02
クレソン	●	0.02
はくさい	●	0.02
キャベツ	●	0.02
芽キャベツ	●	0.02
ケール	●	0.02
こまつな	●	0.02
きょうな	●	0.02
チンゲンサイ	●	0.02
カリフラワー	●	0.02
ブロッコリー	●	0.02
その他のあぶらな科野菜 ⁷	●	0.02
ごぼう	●	0.02
サルシフィー	●	0.02
アーティチョーク	●	0.02
チコリ	●	0.02
エンダイブ	●	0.02
しゅんぎく	●	0.02
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	●	0.02
その他のきく科野菜 ⁸	●	0.02

アセキノシル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
たまねぎ	●	0.02
ねぎ(リーキを含む。)	●	0.02
にんにく	●	0.02
にら	●	0.02
アスパラガス	●	0.02
わけぎ	●	0.02
その他のゆり科野菜 ⁹	●	0.02
にんじん	●	0.02
パースニップ	●	0.02
パセリ	●	0.02
セロリ	●	0.02
みつば	●	0.02
その他のせり科野菜 ¹⁰	●	0.02
トマト	●	1
ピーマン	●	0.02
なす	○ 1	1
その他のなす科野菜 ¹¹	● 1.0	1
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.5	0.5
かぼちや(スカッシュを含む。)	● 0.5	1
しろうり	● 0.7	1
すいか	○ 0.1	0.1
メロン類果実	○ 0.1	0.1
まくわうり	○ 0.1	0.1
その他のうり科野菜 ¹²	● 0.7	1
ほうれんそう	●	0.02
たけのこ	●	0.02
オクラ	●	0.02
しょうが	●	0.02
未成熟えんどう	●	0.02
未成熟いんげん	●	0.02
えだまめ	●	0.02
マッシュルーム	●	0.02
しいたけ	●	0.02
その他のきのこ類 ¹³	●	0.02
その他の野菜 ¹⁴	● 0.7	1
みかん	○ 0.2	0.2
なつみかんの果実全体	○ 2	2
レモン	○ 1	1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 2	2
グレープフルーツ	○ 2	2
ライム	○ 2	2
その他のかんきつ類果実 ¹⁵	○ 1	1
りんご	○ 1	1
日本なし	● 1	2
西洋なし	● 1	2
マルメロ	● 0.4	2
びわ	○ 0.4	0.1

アセキノシル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
もも	○ 0.1	0.1
ネクタリン	● 1	2
あんず(アプリコットを含む。)	●	2
すもも(プルーンを含む。)	● 0.7	1
うめ	●	2
おうとう(チェリーを含む。)	○ 2	2
いちご	○ 2	2
ラズベリー	●	2
ブラックベリー	●	2
ブルーベリー	●	2
クランベリー	●	2
ハuckleベリー	●	2
その他のベリー類果実 ¹⁶	●	2
ぶどう	○ 0.5	0.5
かき	●	2
バナナ	●	2
キウイ	●	0.1
パパイヤ	● 1	2
アボカド	●	2
パイナップル	●	2
グアバ	●	2
マンゴー	● 0.5	2
パッションフルーツ	●	2
なつめやし	●	2
その他の果実 ¹⁷	○ 2	2
ひまわりの種子	●	0.02
ごまの種子	●	0.02
べにばなの種子	●	0.02
綿実	●	0.02
なたね	●	0.02
その他のオイルシード ¹⁸	●	0.02
ぎんなん	●	0.02
くり	○ 0.02	0.02
ペカン	○ 0.02	0.02
アーモンド	○ 0.02	0.02
くるみ	○ 0.02	0.02
その他のナッツ類 ¹⁹	○ 0.02	0.02
茶	● 40	50
コーヒー豆	●	0.02
カカオ豆	●	0.02
ホップ	●	0.02
その他のスパイス ²⁰	○ 5	2
その他のハーブ ²¹	○ 10	1

アセキノシル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	●	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²² の筋肉	●	0.02
牛の脂肪	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.02	0.02
牛の肝臓	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.02	0.02
牛の腎臓	●	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	●	0.02
牛の食用部分 ²³	●	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	●	0.02

脚注

1. ○:平成22年2月18日施行

●:平成22年8月18日施行

残留基準値の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。

2. 今回残留基準を設定するアセキノシルとは、アセキノシル及びアセキノシルヒドロキシ体(3-オードシルー2-ヒドロキシ-1,4-ナフトキノ)をアセキノシル含量に換算したものの和をいうこと。

3. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

4. いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

5. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。

6. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

7. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

8. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

- 9.「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- 10.「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 11.「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- 12.「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- 13.「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- 14.「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 15.「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- 16.「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- 17.「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- 18.「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- 19.「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- 20.「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- 21.「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- 22.「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- 23.「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリブチカルブ
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年8月6日付け厚生労働省発食安第0806011号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ピリブチカルブの一日摂取許容量（A D I）を0.0088mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年9月11日府食第985号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年12月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オキサジアゾン
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年1月11日付け厚生労働省発食安第0111001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	オキサジアゾンの一日摂取許容量（A D I）を0.0036mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年9月25日府食第1017号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年12月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20 上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	カルボキシシン
評価品目の分類	農薬
用 途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305011号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	カルボキシシンの一日摂取許容量（A D I）を0.008mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年9月25日府食第1018号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20 上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ハロスルフロンメチル（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ハロスルフロンメチルの一日摂取許容量（A D I）を0.1mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年5月15日府食第526号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 2 0 上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ブプロフェジン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ブプロフェジンの一摂取許容量（A D I）を0.009mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年5月15日府食第527号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリブチカルブ（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ピリブチカルブの一日摂取許容量（A D I）を0.0088mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年9月11日府食第985号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20 上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	デブフェノジド
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305017号、平成19年8月6日付け厚生労働省発食安第0806009号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	デブフェノジドの一日摂取許容量（A D I）を0.016mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「総合評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成19年11月8日府食第1106号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年12月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イミベンコナゾール
評価品目の分類	農薬
用 途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305007号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	イミベンコナゾールの一日摂取許容量（A D I）を0.0098mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成19年12月20日府食第1243号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19 下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ダイムロン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ダイムロンの一摂取許容量（A D I）を0.3mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年11月8日府食第1105号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19 下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	カルプロパミド（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	カルプロパミドの一日摂取許容量（A D I）を0.014mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成19年12月13日府食第1222号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19 下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルトラニル（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フルトラニルの一日摂取許容量（A D I）を0.087mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成19年12月20日府食第1245号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19 下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エスプロカルブ（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	エスプロカルブの一日摂取許容量（A D I）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年1月17日府食第59号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19 下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	カフェンストロール（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	カフェンストロールの一日摂取許容量（A D I）を0.003mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年2月21日府食第189号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19 下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メフェナセット（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メフェナセットの一日摂取許容量（A D I）を0.007/kg体重/日と設定する。 （平成20年3月13日府食第281号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 1 9 下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イミダクロプリド
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年9月4日付け厚生労働省発食安第0904005号、平成19年2月23日付け厚生労働省発食安第0223003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項及び同条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	イミダクロプリドの一日摂取許容量（A D I）を0.057mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年6月14日府食第596号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年11月17日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年3月5日 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁との協議終了
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19 上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルリドン
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年12月18日付け厚生労働省発食安第1218014号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フルリドンの一摂取許容量（A D I）を0.076mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年8月23日府食第801号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19 上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリプロキシフェン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ピリプロキシフェンの一日摂取許容量（A D I）を0.1mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年8月2日府食第749号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19 上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロルピリホス
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年10月29日付け厚生労働省発食安第1029002号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	クロルピリホスの一日摂取許容量（A D I）を0.001mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年3月22日府食第304号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 18 下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロルピリホス（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	クロルピリホスの一日摂取許容量（A D I）を0.001mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年3月22日府食第304号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 18 下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アズキシストロビン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アズキシストロビンの一日摂取許容量（A D I）を0.18mg/kg体重/日と設定する。 （平成18年12月21日府食第1030号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 18 下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	鶏伝染性気管支炎（4-91株）生ワクチン
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	鶏伝染性気管支炎の予防
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年9月12日付け厚生労働省発食安第0912005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	鶏伝染性気管支炎（4-91株）生ワクチンが適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 （平成21年4月9日府食第343号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年7月28日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	（施策の概要） 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 特記事項無し
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	鶏伝染性気管支炎生ワクチン（4-91株）（ノビリスIB4-91）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	鶏伝染性気管支炎の予防
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成20年9月12日付け20消安第6123号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	鶏伝染性気管支炎（4-91株）生ワクチンが適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 （平成21年4月9日府食第343号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年7月31日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成20年8月26日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告
施策の概要等	平成21年4月27日、農林水産大臣から申請者に対して再審査結果（薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことが確認されたこと。）を通知した。 （施策の概要） 当該動物用医薬品について、承認後の使用成績等に基づき再審査を行った結果、その安全性等が再確認された。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クレンプテロール
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	繁殖用剤及び循環・呼吸器官用剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年10月16日付け厚生労働省発食安第1016004号、平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112014号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	クレンプテロールの一日摂取許容量（A D I）を0.004 μ g/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年6月18日府食第586号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料を入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	塩酸クレブテロールを有効成分とする馬の経口投与剤（ベンチプルミン－シロップ）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	肺炎の子馬でみられる呼吸器症状（労作性呼吸、発咳、鼻汁排泄など）の軽減
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成19年1月12日付け18消安第10556号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	塩酸クレブテロールを有効成分とする馬の経口投与剤（ベンチプルミン－シロップ）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成21年6月18日府食第587号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成18年10月17日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成18年11月21日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告
施策の概要等	平成21年7月6日、農林水産大臣から申請者に対して再審査結果（薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことが確認されたこと。）を通知した。 (施策の概要) 当該動物用医薬品について、承認後の使用成績等に基づき再審査を行った結果、その安全性等が再確認された。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	塩酸クレンプテロールを有効成分とする牛の注射剤（プラニパート）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	牛の「(1)難産の原因となる胎児失位（異常胎位、異常胎向、異常胎勢）、子宮捻転」「(2)帝王切開」「(3)子宮脱」の場合における産科学的処理時の子宮平滑筋弛緩
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成18年4月21日付け17消安第13900号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	塩酸クレンプテロールを有効成分とする牛の注射剤（プラニパート）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成21年6月18日府食第588号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成17年10月19日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成17年12月2日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告
施策の概要等	平成21年7月6日、農林水産大臣から申請者に対して再審査結果（薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことが確認されたこと。）を通知した。 (施策の概要) 当該動物用医薬品について、承認後の使用成績等に基づき再審査を行った結果、その安全性等が再確認された。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	カルプロフェン
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	消炎剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年2月5日付け厚生労働省発食安第0205008号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	カルプロフェンの一日摂取許容量（A D I）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年6月25日府食第614号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料を入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	カラゾロール
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	β 遮断薬
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年7月13日付け厚生労働省発食安第0713008号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	カラゾロールの一日摂取許容量（ADI）を$0.1 \mu\text{g}/\text{kg}$体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年7月30日府食第727号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料を入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	鶏コクシジウム感染症（アセルブリナ・テネラ・マキシマ）混合生ワクチン
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	アイメリア テネラ、アイメリア アセルブリナ、アイメリア マキシマによる鶏コクシジウム症の発症抑制
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成21年7月3日付け厚生労働省発食安0703第3号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	鶏コクシジウム感染症（アセルブリナ・テネラ・マキシマ）混合生ワクチンが適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成21年8月6日府食第753号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年12月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会にて審議 平成21年12月15日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	（施策の概要） 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 特記事項無し
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	鶏コクシジウム感染症（アセルブリナ・テネラ・マキシマ）混合生ワクチン（日生研鶏コクシ弱毒3価生ワクチン（TAM））
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	アイメリア テネラ、アイメリア アセルブリナ、アイメリア マキシマによる鶏コクシジウム症の発症抑制
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成21年7月3日付け21消安第2910号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	鶏コクシジウム感染症（アセルブリナ・テネラ・マキシマ）混合生ワクチンが適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 （平成21年8月6日府食第753号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年11月7日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成20年11月19日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告
施策の概要等	平成21年8月17日、農林水産大臣から申請者に対して再審査結果（薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことが確認されたこと。）を通知した。 （施策の概要） 当該動物用医薬品について、承認後の使用成績等に基づき再審査を行った結果、その安全性等が再確認された。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	牛及び豚用インターフェロンアルファ経口投与剤
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	1 ヶ月齢未満の牛に対してロタウイルス感染症による軽度下痢の発症日数の短縮、症状改善及び増体重低減の改善、豚に対して大腸菌性下痢症における発症日数の短縮及び症状改善
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成21年7月3日付け厚生労働省発食安0703第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	牛及び豚用インターフェロンアルファ経口投与剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成21年8月6日府食第754号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年12月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会にて審議 平成21年12月15日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	（施策の概要） 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 特記事項無し
施策の実効性確保措置	平成22年1月7日、薬事法に基づく承認を与えない事由に該当しない旨を農林水産省に回答。 併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき基準を定めることについて特段の意見はない旨を回答し、本剤が適切に使用されるよう監視指導を要請。
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	豚サーコウイルス（2型）感染症（1型－2型キメラ）（デキストリン誘導体アジュバント加）不活化ワクチン
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	豚サーコウイルス 2 型感染に起因する死亡豚及び発育不良豚の発生率の低減、増体量の低下の改善、臨床症状の改善及びウイルス血症の低減
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成21年4月24日付け厚生労働省発食安第0424001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	豚サーコウイルス（2型）感染症（1型－2型キメラ）（デキストリン誘導体アジュバント加）不活化ワクチンが適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成21年8月6日府食第755号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年10月9日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	（施策の概要） 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 特記事項無し
施策の実効性確保措置	平成21年10月13日、薬事法に基づく承認を与えない事由に該当しない旨を農林水産省に回答。併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき基準を定めることについて特段の意見はない旨を回答し、本剤が適切に使用されるよう監視指導を要請。
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	豚サーコウイルス（2型）感染症（1型－2型キメラ）（デキストリン誘導体アジュバント加）不活化ワクチン（スパキシンPCV2 / スパキシンPCV2 FDAH）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	豚サーコウイルス 2 型感染に起因する死亡豚及び発育不良豚の発生率の低減、増体量の低下の改善、臨床症状の改善及びウイルス血症の低減
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成21年4月24日付け21消安第627号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての製造販売を承認するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	豚サーコウイルス（2型）感染症（1型－2型キメラ）（デキストリン誘導体アジュバント加）不活化ワクチンが適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成21年8月6日府食第755号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年2月 9日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用生物学的製剤調査会において審議 平成21年3月 6日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 平成21年3月19日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申 平成21年3月30日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告
施策の概要等	平成21年10月19日、薬事法第14条第1項に基づき承認 (施策の概要) 申請者の承認申請書のとおり農林水産大臣が製造販売を承認 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	ニューカッスル病及び鶏伝染性気管支炎の予防
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成21年4月24日付け厚生労働省発食安第0424001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチンが適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成21年8月6日府食第756号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年10月9日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 特記事項無し
施策の実効性確保措置	平成21年10月13日、薬事法に基づく承認を与えない事由に該当しない旨を農林水産省に回答。 併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき基準を定めることについて特段の意見はない旨を回答し、本剤が適切に使用されるよう監視指導を要請。
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン（アビテクトNB/TM）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎の予防
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成21年4月24日付け21消安第627号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての製造販売を承認するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン（アビテクトNB/TM）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 （平成21年8月6日府食第756号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年2月9日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用生物学的製剤調査会において審議 平成21年3月6日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 平成21年3月19日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申 平成21年3月30日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告
施策の概要等	平成21年10月21日、薬事法第14条第1項に基づき承認 （施策の概要） 申請者の承認申請書のとおり農林水産大臣が製造販売を承認 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	性腺刺激ホルモン放出ホルモン・ジフテリアトキソイド結合物を有効成分とする豚の注射剤
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	豚に対する免疫学的去勢効果
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成21年4月24日付け厚生労働省発食安第0424001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	性腺刺激ホルモン放出ホルモン・ジフテリアトキソイド結合物を有効成分とする豚の注射剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成21年9月10日府食第871号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年12月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会にて審議 平成21年12月15日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	（施策の概要） 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 特記事項無し
施策の実効性確保措置	平成22年1月7日、薬事法に基づく承認を与えない事由に該当しない旨を農林水産省に回答。併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき基準を定めることについて特段の意見はない旨を回答し、本剤が適切に使用されるよう監視指導を要請。
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	性腺刺激ホルモン放出ホルモン・ジフテリアトキソイド結合物を有効成分とする豚の注射剤 (インプロバック)
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	豚に対する免疫学的去勢効果
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成21年4月24日付け21消安第627号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての製造販売を承認するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	性腺刺激ホルモン放出ホルモン・ジフテリアトキソイド結合物を有効成分とする豚の注射剤 が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視 できるものと考えられる。 (平成21年9月10日府食第871号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年10月30日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用一般医薬品 調査会において審議 平成20年11月 6日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留 問題調査会において審議 平成21年 1月29日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用一般医薬品 調査会において審議 平成21年 3月 6日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 平成21年 3月30日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申 平成21年 3月30日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告
施策の概要等	平成22年2月2日、薬事法第14条第1項に基づき承認 (施策の概要) 申請者の承認申請書のとおり農林水産大臣が製造販売を承認 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イミドカルブ
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	寄生虫駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月19日付け厚生労働省発食安第0319003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	イミドカルブの一日摂取許容量（A D I）を0.005mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成20年12月18日府食第1362号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年12月1日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会にて審議 平成22年3月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会にて審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20下)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	セフキノム
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年12月18日付け厚生労働省発食安第1218009号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	セフキノムの一日摂取許容量（A D I）を0.0014mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成20年12月18日府食第1361号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年1月27日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会にて審議 平成22年3月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会にて審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20下)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤（コバクタン／セファガード）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	適応症は牛の肺炎
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成20年1月11日付け19消安第12021号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての再審査をする当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤（コバクタン／セファガード）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 ただし、本製剤は薬剤耐性菌を介した影響についても考慮する必要がある、これについては検討中である。 （平成20年12月18日府食第1363号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年11月 1日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成19年11月28日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】 薬剤耐性菌を介した影響については、未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

(継続 20下)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ラフオキサニド
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	寄生虫駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112022号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ラフオキサニドの一日摂取許容量（A D I）を0.4 μg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年2月19日府食第168号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20下)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オキシベンダゾール
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	寄生虫駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年7月13日付け厚生労働省発食安第0713007号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	オキシベンダゾールの一日摂取許容量（A D I）を0.03mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成21年3月5日府食第212号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20下)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤（ピルスー）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	牛の泌乳期の乳房炎
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成20年2月12日付け19消安第12824号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての製造販売を承認するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	本製剤の主剤であるピルリマイシンのAD I（0.008mg/kg体重/日）を見直す必要はないものと考えられる。また、本剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 ただし、本剤の評価については、薬剤耐性菌を介した影響について考慮する必要がある、これについては検討中である。 （平成20年5月8日府食第508号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年5月10日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質製剤調査会において審議 平成19年5月18日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議 平成19年7月18日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質製剤調査会において審議 平成19年10月11日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質製剤調査会において審議 平成19年11月28日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 平成19年12月12日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申 平成19年12月26日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】 薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続20上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	リファキシミン
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年5月22日付け厚生労働省発食安第0522008号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	リファキシミンの一日摂取許容量（A D I）を0.00045mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年6月5日府食第617号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年11月17日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年3月5日 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁協議終了
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20 上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チアンフェニコール
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	合成抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年9月13日付け厚生労働省発食安第0913004号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718019号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	チアンフェニコールの一日摂取許容量（A D I）を0.005mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成19年10月4日府食第973号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19 下)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤（ネオマイゾン注射液及びバジット注射液）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	牛の細菌性肺炎、豚の胸膜肺炎
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成16年10月29日付け16消安第5870号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	チアンフェニコールの一日摂取許容量（ADI）を0.005mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。 （平成19年10月4日府食第972号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成16年 4月13日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成16年 6月 3日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】 薬剤耐性菌を介した影響については、未評価のため施策を講じる段階に至っていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

(継続 19下)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	セフォペラゾン
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	乳牛における臨床型乳房炎の治療
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112016号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	セフォペラゾンの一摂取許容量（A D I）を0.0013mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価について」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成19年12月20日府食第1242号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年10月9日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年3月5日 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁協議終了
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19 下)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	コリスチン
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305025号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	コリスチンの一日摂取許容量（A D I）を0.004mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価について」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年1月24日府食第81号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 1 9 下)

(繼續)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロチゾラム
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	動物の食欲不振の改善の補助的効果
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年10月16日付け厚生労働省発食安第1016003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	プロチゾラムの一日摂取許容量（AD I）を0.013 μg /kg体重/日と設定する。 <評価書「一日摂取許容量（AD I）の設置について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年3月13日府食第279号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年11月17日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(繼續 19 下)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フロルフェニコール
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	合成抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年9月13日付け厚生労働省発食安第0913007号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718021号、平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112020号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フロルフェニコールの一摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価について」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成19年8月30日府食第822号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年6月20日 平成20年8月7日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年10月10日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年10月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 （平成22年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定）
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤（ニューフロール）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	牛の細菌性肺炎の治療
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成19年1月12日付け18消安第10556号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての輸入を承認するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フロルフェニコールの一日摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。 （平成19年8月30日府食第824号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成18年 7月13日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質製剤調査会において審議 平成18年10月18日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質製剤調査会において審議 平成18年11月 1日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議 平成18年11月21日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において報告
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】 食品規格（残留基準）の設定に関して検討中のため、薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。食品規格の設定に関しては厚生労働省において、薬剤耐性菌を介した影響は食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19 上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エチプロストントロメタミン
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	黄体を退行させ発情を同期化、子宮収縮作用による分娩誘発
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年10月16日付け厚生労働省発食安第1016001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	エチプロストントロメタミンが適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成19年5月31日府食第535号) (一部改正：平成21年1月15日府食第43号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年7月28日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	平成22年1月18日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 (施策の概要) 食品規格(残留基準)を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	平成22年1月18日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	

(継続19上)

別紙2

エチプロストントロメタミン(合成ホルモン剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
牛の筋肉		0.001
豚の筋肉		0.001
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ² の筋肉		0.001
牛の脂肪		0.001
豚の脂肪		0.001
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.001
牛の肝臓		0.001
豚の肝臓		0.001
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.001
牛の腎臓		0.001
豚の腎臓		0.001
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.001
牛の食用に供される部分(筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓を除く。 以下「食用部分」という。)		0.001
豚の食用部分		0.001
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.001
乳		0.001
鶏の筋肉		0.001
その他の家きん ³ の筋肉		0.001
鶏の脂肪		0.001
その他の家きんの脂肪		0.001
鶏の肝臓		0.001
その他の家きんの肝臓		0.001
鶏の腎臓		0.001
その他の家きんの腎臓		0.001
鶏の食用部分		0.001
その他の家きんの食用部分		0.001
鶏の卵		0.001
その他の家きんの卵		0.001
魚介類(さけ目魚類に限る。)		0.001
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)		0.001
魚介類(すずき目魚類に限る。)		0.001
魚介類(その他の魚類 ⁴ に限る。)		0.001
魚介類(貝類に限る。)		0.001
魚介類(甲殻類に限る。)		0.001
その他の魚介類 ⁵		0.001
はちみつ		0.001

脚注

1. 残留基準値の改正後は、一律基準(0.01ppm)が適用される。
2. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
3. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
4. 「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。
5. 「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	マルボフロキサシンを有効成分とする牛及び豚の注射剤（マルボシル２％、同１０％）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	牛の細菌性肺炎及び豚の胸膜肺炎の治療
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成18年11月6日付け18消安第8073号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての輸入を承認するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	マルボフロキサシンの一日摂取許容量（ＡＤＩ）を0.0032mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。 (平成19年8月9日府食第768号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成18年 4月 5日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質医薬品調査会において審議 平成18年 7月13日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質医薬品調査会において審議 平成18年 8月 9日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議 平成18年 8月22日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 平成18年 9月13日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申 平成18年 9月22日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告 平成19年 8月16日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議 平成19年 9月10日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 平成19年10月 3日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告 平成19年10月24日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	カナマイシン
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	抗生物質
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年12月18日付け厚生労働省発食安第1218005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	カナマイシンの一日摂取許容量（A D I）を0.008mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価について」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成19年5月31日府食第536号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19 上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	パロモマイシン
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	抗生物質
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112019号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	パロモマイシンの一日摂取許容量（A D I）を0.025mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成19年5月31日府食第537号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年10月9日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 平成22年3月5日 薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁協議終了
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19 上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ベンジルペニシリン
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	抗生物質
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年2月5日付け厚生労働省発食安第0205012号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	一日摂取量を30 μg/ヒト未満であれば、ヒトに重大な危険は及ぼさないと判断するとした評価を変更する必要はないと考えられる。なお、ベンジルペニシリンの摂取を実行上可能な限り少なくすることが望ましいとする付記については、引き続き留意されるべきであることを申し添える。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成19年5月31日府食第538号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月現在、他のペニシリン類の評価状況を注視しつつ残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19 上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤（エクセネル注）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	牛の肺炎及び豚の胸膜肺炎の治療
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成17年4月11日付け17消安第66号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	提出された資料の範囲において、当該動物用医薬品に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられ、0.05mg/kg体重/日のADIを見直す必要性はないと考えられる。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。 (平成19年1月18日府食第00058号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成16年 9月16日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成16年11月10日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

(継続 18下)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体（バイトリル原体）、鶏の飲水添加剤（バイトリル10%液）、牛の強制経口投与剤（バイトリル2.5%HV液）並びに牛及び豚の注射剤（バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	製造用原体（バイトリル原体）、鶏の呼吸器性マイコプラズマ病及び大腸菌症（バイトリル10%液）、牛の肺炎及び大腸菌性下痢症（バイトリル2.5%HV）、牛の肺炎、大腸菌性下痢症、豚の胸膜肺炎及び大腸菌性下痢症（バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液）
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成16年10月29日付け16消安第5870号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	エンロフロキサシンの一日摂取許容量（ADI）を0.002mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。 （平成18年5月18日府食第401号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成14年10月15日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成14年11月21日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】 薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

(継続 18上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤（オキササルジン液）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	鶏の呼吸器性マイコプラズマ病、大腸菌症の治療
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成16年10月29日付け16消安第5870号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	オフロキサシンの一日摂取許容量（ADI）を0.005mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。 ＜評価書「食品健康影響評価について」抄＞ なお、本剤の再審査に係る評価については、薬剤耐性菌を介した影響について考慮する必要があり、これについては検討中である。 （平成17年11月24日府食第1141号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成14年10月15日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成14年11月21日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】 薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

(継続 17下)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	塩酸ジフロキサシンを有効成分とする製造用原体（塩酸ジフロキサシン）及び豚の飲水添加剤（ベテキノロン可溶散25%）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	製造用原体及び豚の細菌性肺炎の治療
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成16年10月29日付け16消安第5870号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ジフロキサシンの一日摂取許容量（A D I）を0.0013mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。 <評価書「再審査に係る食品健康影響評価について」抄> なお、本剤はキノロン系抗生物質であるので、薬剤耐性菌を介した影響については今後別途検討されるべきである。 （平成17年7月14日府食第692号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成15年10月29日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成15年11月27日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】 薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

(継続 1 7 上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	米のカドミウムの成分規格改正について
評価品目の分類	汚染物質
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成21年2月9日付け厚生労働省発食安第0209014号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	食品の規格として、米のカドミウムの成分規定の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	カドミウムの耐容週間摂取量を$7\mu\text{g}/\text{kg}$体重/週とする。 <評価書「食品健康影響評価」抄> [10. まとめ及び今後の課題] カドミウムの耐容週間摂取量を$7\mu\text{g}/\text{kg}$体重/週と設定した。これは、日本国内における米等の食品を経由したカドミウムの慢性的な経口曝露を受けている住民を対象とした2つの疫学調査結果に基づき、カドミウム摂取が近位尿細管機能に及ぼす影響から導き出されている。JECFA (2000) のリスク評価では、暫定耐容週間摂取量が今回のリスク評価結果と同じ$7\mu\text{g}/\text{kg}$体重/週に設定されている。この暫定耐容週間摂取量は、高濃度のカドミウム職業曝露を受ける労働者や日本のイタイイタイ病患者を対象とした疫学調査に基づき、腎皮質のカドミウム蓄積量と腎機能障害との関係からシミュレーションを行って導き出されており、今回のリスク評価結果と異なるアプローチから得られている。また、EFSA (2009) のリスク評価では、耐容週間摂取量が$2.5\mu\text{g}/\text{kg}$体重/週に設定され、これを超過する曝露集団でも有害影響のリスクは極めて低いと結論づけている。したがって、この耐容週間摂取量は食事からのカドミウム曝露を低減するための努力目標としての位置づけが強いと考えられる。 カドミウムは、土壌中、水中、大気中の自然界に広く分布し、ほとんどの食品中に環境由来のカドミウムが多少なりとも含まれる。特に、日本では全国各地に鉱床や廃鉱山が多く存在し、米中カドミウム濃度が他国に比べて高い傾向にあり、米からのカドミウム摂取量が食品全体の約半分を占めている。しかしながら、近年、日本人の食生活の変化によって1人当たりの米消費量が1962年のピーク時に比べて半減した結果、日本人のカドミウム摂取量は減少してきている（文献10 - 1）。2007年の日本人の食品からのカドミウム摂取量の実態については、$21.1\mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$（体重$53.3\text{kg}$で$2.8\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週）であったことから、耐容週間摂取量の$7\mu\text{g}/\text{kg}$体重/週よりも低いレベルにある。したがって、一般的な日本人における食品からのカドミウム摂取が健康に悪影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。 今後、食品または環境由来のカドミウム曝露にともなう重要な科学的知見が新たに蓄積された場合には、耐容摂取量の見直しについて検討する。 [参考] 日本人の食品からのカドミウム曝露状況 平成19年度の「食品中の有害物質等の摂取量の調査及び評価に関する研究」によると、2007年の日本人の食品からのカドミウム摂取量は、$21.1\mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$（体重$53.3\text{kg}$で$2.8\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週）であり、TWI の40%であった。また、14食品群からのカドミウム摂取量の割合は、米類由来の摂取が37.2%、野菜・海草類16.6%、魚介類16.1%、雑穀・芋類12.9%、その他17.2%であった。

	食品中のカドミウムは、1970 年に食品衛生法の食品、添加物等の規格基準で「米にカドミウム及びその化合物がCd として1.0ppm 以上含有するものであってはならない」と定められているが、0.4ppm 以上1.0ppm 未満の米は、1970 年以降、農林水産省の指導により非食用に処理されていることから、実質的には0.4ppm 未満の米のみが市場に流通している状況、すなわち、0.4ppm 以上の米からのカドミウム曝露を受けない状況が維持されてきている。平成7 年から平成12 年までの6 年間の国民栄養調査による摂取量データと農林水産省の実態調査による食品別カドミウム濃度データから確率論的曝露評価手法（モンテカルロ・シミュレーション）を適用し、カドミウム摂取量分布の推計を行った結果、現状の0.4ppm 以上の米を流通させない場合におけるカドミウム摂取量は、算術平均値3.44 μg/kg 体重/週、中央値2.92 μg/kg 体重/週、95パーセンタイルで7.18 μg/kg 体重/週であると報告されている（評価書本体中の図3 参照）（文献4 - 22）。この推定結果では、95 パーセンタイルでTWI を超えているとされているが、この摂取量分布は計算上のものであり、分布図の右側部分は統計学的に非常に誤差が大きく、確率が非常に低い場合も考慮されている領域であることから、実際にはTWI を超える人は、ほとんどいないと考えるのが妥当である。 （平成21年8月20日府食第789号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年10月6日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。 平成22年12月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議。 平成22年2月24日 薬事・食品衛生審議会から答申。 平成22年3月11日 消費者庁協議終了。 （米の成分規格については、玄米及び精米中にCdとして0.4ppmを超えて含有するものであってはならないと改めることが適当である。）
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロロホルム（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	クロロホルムの耐容一日摂取量を12.9 μg/kg体重/日とする。 <評価書「食品健康影響評価」抄> [参考] 水質基準値の100%である濃度0.06mg/Lの水を体重50kgの人が1日あたり2L摂水した場合、1日あたり体重1kgの摂取量は、2.4 μg/kg体重/日と考えられる。この値は、TDI 12.9 μg/kg体重/日の約5分の1である。 （平成21年8月20日府食第790号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ブロモジクロロメタン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	ブロモジクロロメタンの耐容一日摂取量を6.1 μg/kg体重/日とする。 <評価書「食品健康影響評価」抄> [参考] 水質基準値の100%である濃度0.03mg/Lの水を体重50kgの人が1日あたり2L摂水した場合、1日あたり体重1kgの摂取量は、1.2 μg/kg体重/日と考えられる。この値は、TDI 6.1 μg/kg体重/日の約5分の1である。 （平成21年8月20日府食第791号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジブロモクロロメタン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	ジブロモクロロメタンの耐容一日摂取量を21.4 μg/kg体重/日とする。 <評価書「食品健康影響評価」抄> [参考] 水質基準値の100%である濃度0.1mg/Lの水を体重50kgの人が1日あたり2L摂水した場合、1日あたり体重1kgの摂取量は、4.0 μg/kg体重/日と考えられる。この値は、T D I 21.4 μg/kg体重/日の約5分の1である。 （平成21年8月20日府食第792号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロモホルム（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	プロモホルムの耐容一日摂取量を17.9 μg/kg体重/日とする。 <評価書「食品健康影響評価」抄> [参考] 水質基準値の100%である濃度0.09mg/Lの水を体重50kgの人が1日あたり2L摂水した場合、1日あたり体重1kgの摂取量は、3.6 μg/kg体重/日と考えられる。この値は、TDI 17.9 μg/kg体重/日の約5分の1である。 （平成21年8月20日府食第793号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	総トリハロメタン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	総トリハロメタンとしての耐容一日摂取量は設定できない。 なお、清涼飲料水中の総トリハロメタンの管理基準を検討する際には、個々のトリハロメタンのTDI を考慮した上で、実現可能な範囲でできるだけ低く設定することが重要である。 〔参考〕 総トリハロメタンの基準値として、我が国の水質基準値は、0.1 mg/L とされている。WHO では、4 物質の各検出値と各ガイドライン値との比の和が1 を超えないことが推奨されている。 （１）WHO 飲料水水質ガイドライン ① 第3 版 当局の要望で、相加的な毒性を評価するための総トリハロメタン類の基準を設定するために、以下のような各化合物の基準に対する存在割合の総加的評価がとられた。 $\frac{C_{\text{プロモホルム}}}{GV_{\text{プロモホルム}}} + \frac{C_{\text{ジブロモクロロメタン}}}{GV_{\text{ジブロモクロロメタン}}} + \frac{C_{\text{プロモジクロロメタン}}}{GV_{\text{プロモジクロロメタン}}} + \frac{C_{\text{クロロホルムモノホルム}}}{GV_{\text{クロロホルムモノホルム}}} \leq 1$ C：濃度、GV：ガイドライン値 ② 第3 版 一次追補 1993 年以降に得られた疫学データでは、生殖への有害影響をトリハロメタン、特に臭素化トリハロメタンへの曝露と関連づけてきたが、総トリハロメタン濃度の上昇に伴うリスク上昇について、閾値や用量－反応関係が明らかであるという証拠は示されていない。しかし、健康に対する有害な影響とトリハロメタン、特に臭素化トリハロメタンの潜在的関係を考慮し、飲料水中のトリハロメタン濃度をできる限り低く維持することが推奨される。 微生物に関するガイドラインを優先するのか、それとも、クロロホルムのような消毒副生成物に関するガイドラインを優先するのかが選択する必要がある場合、常に微生物学的な質を優先しなければならないことに注意すべきである。消毒効果について妥協すべきではない。 （２）我が国における水質基準の見直しの際の評価（参照1） 消毒副生成物を抑制するための総括的指標として、平成4 年の専門委員会報告に従い0.1 mg/L とすることが適当である。 （３）曝露状況 平成18 年の水道統計における総トリハロメタンの水道水の検出状況は原水においては、

	最高検出値は、水道法水質基準値（0.1 mg/L）の90%超過100%以下で1箇所みられ、浄水において、最高検出値は、90%超過100%以下で7箇所みられた。 （平成21年8月20日府食第794号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ベンゼン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	ベンゼンの非発がん毒性を指標とした場合の耐容一日摂取量を$18\mu\text{g/kg}$体重/日、発がん性を指標とした場合の発がんユニットリスクを2.5×10^{-2}/（mg/kg体重/日）とする。 <評価書「食品健康影響評価」抄> [参考] 今回、食品安全委員会では非発がん毒性を指標としたT D I と発がん性に関するリスクを算出した。リスク管理機関においては、清涼飲料水中のベンゼンの管理基準を検討する際には、これら指標を踏まえ適切に基準値を設定する必要がある。 なお、非発がん毒性を指標とした場合、上記の$18\mu\text{g/kg}$体重/日を用いて、寄与率を10%とし、体重50kgの人が1日あたり2L摂水した場合の濃度は$45\mu\text{g/L}$となる。一方、発がん性を指標とした場合、上記の発がんユニットリスクを用いたとき、10^{-5}発がんリスクレベル*に相当する濃度は$10\mu\text{g/L}$となる。 *WHO飲料水水質ガイドラインにおいて、10^{-5}発がんリスクに相当する飲料水中の濃度を無視し得るレベル（life time excess cancer risk）と判断している。 （平成20年11月6日府食第1188号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 20下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	1,2-ジクロロエタン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	1,2-ジクロロエタンの非発がん毒性を指標とした場合の耐容一日摂取量を$37.5 \mu\text{g/kg}$体重/日、発がん性を指標とした場合の発がんユニットリスクを6.3×10^{-2}（mg/kg体重/日）とする。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ [参考] 今回、食品安全委員会では非発がん毒性を指標としたTDIと発がん性に関してのリスクを算出した。リスク管理機関においては、清涼飲料水中の1,2-ジクロロエタンの管理基準を検討する際には、これら指標を踏まえ適切に基準値を設定する必要がある。 なお、非発がん毒性を指標とした場合、上記の$37.5 \mu\text{g/kg}$体重/日を用いて、寄与率を10%とし、体重50kgの人が1日あたり2L摂水した場合の濃度は$93.8 \mu\text{g/L}$となる。一方、発がん性を指標とした場合、上記の発がんユニットリスクを用いたとき、10^{-5}発がんリスクレベル[§]に相当する濃度は$4 \mu\text{g/L}$となる。 [§]WHO飲料水水質ガイドラインにおいて、10^{-5}発がんリスクに相当する飲料水中の濃度を無視し得るレベル（life time excess cancer risk）と判断している。 （平成20年11月6日府食第1189号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 20下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	臭素酸（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	臭素酸の非発がん毒性を指標とした場合の耐容一日摂取量を$11\mu\text{g/kg}$体重/日、発がん性を指標とした場合の発がんユニットリスクを2.8×10^{-2}/（mg/kg体重/日）とする。 <評価書「食品健康影響評価」抄> [参考] 今回、食品安全委員会では非発がん毒性を指標としたT D I と発がん性に関してのリスクを算出した。リスク管理機関においては、清涼飲料水中の臭素酸の管理基準を検討する際には、これら指標を踏まえ適切に基準値を設定する必要がある。 なお、非発がん毒性を指標とした場合、上記の$11\mu\text{g/kg}$体重/日を用いて、寄与率を10%とし、体重50kgの人が1日あたり2L摂水した場合の濃度は$27.5\mu\text{g/L}$となる。一方、発がん性を指標とした場合、上記の発がんユニットリスクを用いたとき、10^{-5}発がんリスクレベル[‡]に相当する濃度は$9\mu\text{g/L}$となる。 [‡]WHO飲料水水質ガイドラインにおいて、10^{-5}発がんリスクに相当する飲料水中の濃度を無視し得るレベル（life time excess cancer risk）と判断している。 （平成20年11月6日府食第1190号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 20下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トリクロロエチレン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	トリクロロエチレンの非発がん毒性を指標とした場合の耐容一日摂取量を$1.46 \mu\text{g/kg}$体重/日、発がん性を指標とした場合の発がんユニットリスクを8.3×10^{-5}（mg/kg体重/日）とする。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ [参考] 今回、食品安全委員会では非発がん毒性を指標としたT D I と発がん性に関してのリスクを算出した。リスク管理機関においては、清涼飲料水中のトリクロロエチレンの管理基準を検討する際には、これら指標を踏まえ適切に基準値を設定する必要がある。 なお、非発がん毒性を指標とした場合、上記の$1.46 \mu\text{g/kg}$体重/日を用いて、寄与率を50%[‡]とし、体重50kgの人が1日あたり2 L 摂水した場合の濃度は$18.3 \mu\text{g/L}$となる。一方、上記の発がん性を指標とした場合、上記の発がんユニットリスクを用いたとき、10^{-5}発がんリスクレベル[§]に相当する濃度は$30 \mu\text{g/L}$となる。 [‡]医薬品や末端商品中のトリクロロエチレンの使用が中止され、それらによる暴露が減少したため、飲料水の寄与率を50%と仮定（WHO第3版1次追補参照）。 [§]WHO飲料水水質ガイドラインにおいて、10^{-5}発がんリスクに相当する飲料水中の濃度を無視し得るレベル（life time excess cancer risk）と判断している。 （平成20年11月6日府食第1191号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 20下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジクロロメタン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	ジクロロメタンの耐容一日摂取量を$6\mu\text{g}/\text{kg}$体重/日とする。 <評価書「食品健康影響評価」抄> [参考] 水道法水質基準値の100%である濃度$0.02\text{mg}/\text{L}$の水を体重$53.3^{\text{§}}\text{kg}$の人が1日あたり2L摂取した場合、1日あたり体重1kgの摂取量は、$0.75\mu\text{g}/\text{kg}$体重/日と考えられる。この値は、$\text{TDI } 6\mu\text{g}/\text{kg}$体重/日の8分の1である。 [§]国民栄養の現状－平成10年、11年、12年国民栄養調査結果－健康・栄養情報研究会編、2000年、2001年、2002年（平成10年、11年、12年の3ヶ年の平均体重） （平成20年11月6日府食第1192号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 20下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	テトラクロロエチレン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	テトラクロロエチレンの耐容一日摂取量を14 μg/kg体重/日とする。 <評価書「食品健康影響評価」抄> [参考] 水道法水質基準値の100%である濃度0.01mg/Lの水を体重53.3[‡]kgの人が1日あたり2L摂水した場合、1日あたり体重1kgの摂取量は、0.4 μg/kg体重/日と考えられる。この値は、TD14 μg/kg体重/日の35分の1である。 [‡]国民栄養の現状－平成10年、11年、12年国民栄養調査結果－健康・栄養情報研究会編、2000年、2001年、2002年（平成10年、11年、12年の3ヶ年の平均体重） （平成20年11月6日府食第1193号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続20下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トルエン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	トルエンの耐容一日摂取量を149 μg/kg体重/日とする。 <評価書「食品健康影響評価」抄> [参考] 水道管理目標値の10%である濃度0.02mg/Lの水を体重53.3*kgの人が1日あたり2L摂水した場合、1日あたり体重1kgの摂取量は、0.75 μg/kg体重/日と考えられる。この値は、TD149 μg/kg体重/日の約200分の1である。 *国民栄養の現状－平成10年、11年、12年国民栄養調査結果－健康・栄養情報研究会編、2000年、2001年、2002年（平成10年、11年、12年の3ヶ年の平均体重） （平成20年11月6日府食第1194号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続20下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	銅（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	銅の耐容上限摂取量を9mg/ヒト（成人）/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 上記の評価を踏まえ、グルコン酸銅のULを銅として9mg/ヒト/日とした評価結果は妥当であると判断する。このUL値は、「第六次改定日本人の栄養所要量」の食事摂取基準による銅の許容上限摂取量を踏まえた結果である。その後、食事摂取基準は、「日本人の食事摂取基準2005年版」に改定され、UL値は10mgヒト/日に変更されたが、本評価では、より安全性の高い値を保持する観点から、清涼飲料水における銅の許容上限摂取量は9mg/ヒト（成人）/日と設定するのが妥当と判断する。 なお、子供については、銅は成人と同様に必須ミネラルであり、銅欠乏が生じないために目安量や推奨量が定められているが、過剰摂取にならないように注意することが重要である。 。（平成20年4月17日府食第423号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 20上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ホルムアルデヒド（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	ホルムアルデヒドの耐容一日摂取量を15 μ g/kg体重/日と設定する。 (平成20年4月17日府食第424号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 20 上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メチル- α -ブチルエーテル（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	メチル- α -ブチルエーテルの耐容一日摂取量を143 μ g/kg体重/日と設定する。 (平成20年4月17日府食第425号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 20 上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	1, 1, 1-トリクロロエタン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	1, 1, 1-トリクロロエタンの耐容一日摂取量を600 μ g/kg体重/日と設定する。 (平成20年4月17日府食第426号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 20 上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	1, 1, 2-トリクロロエタン (清涼飲料水)
評価品目の分類	その他
用 途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	1, 1, 2-トリクロロエタンの耐容一日摂取量を $3.9 \mu\text{g/kg}$ 体重/日と設定する。 (平成20年4月17日府食第427号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 20 上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	亜塩素酸（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	亜塩素酸の耐容一日摂取量を $29 \mu\text{g}/\text{体重}/\text{日}$ （亜塩素酸イオンとして）とする。 （平成20年6月19日府食第672号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 20 上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	二酸化塩素（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	二酸化塩素の耐容一日摂取量を $29\mu\text{g}$ /体重/日（亜塩素酸イオンとして）とする。 （平成20年6月19日府食第673号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 20 上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	カドミウム（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	カドミウムの耐容週間摂取量を$7\mu\text{g}$/体重/週とする。 <評価書「まとめ及び今後の課題」抄> カドミウムの耐容週間摂取量を$7\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週と設定した。これは、日本国内における米等の食品を経由したカドミウムの慢性的な経口暴露を受けている住民を対象とした2つの疫学調査結果に基づき、カドミウム摂取が近位尿細管機能に及ぼす影響から導き出されている。カドミウムのリスク評価は、JECFAにおいても行われており、暫定耐容週間摂取量が今回のリスク評価結果と同じ$7\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週に設定されている。JECFAの暫定耐容週間摂取量は、高濃度カドミウム職業暴露を受ける労働者や日本のイタイタイ病患者を対象とした疫学調査に基づき、腎皮質のカドミウム蓄積量と腎機能障害との関係からシミュレーションを行って導き出されており、今回のリスク評価結果と異なるアプローチから得られている。 カドミウムは、土壌中、水中、大気中の自然界に広く分布し、ほとんどの食品中に環境由来のカドミウムが多少なりとも含まれる。特に、日本では全国各地に鉱床や廃鉱山が多く存在し、米中カドミウム濃度が他国に比べて高い傾向にあり、米からのカドミウム摂取量が食品全体の約半分を占めている。しかしながら、近年、日本人の食生活の変化によって1人当たりの米消費量が1962年のピーク時に比べて半減した結果、日本人のカドミウム摂取量は減少してきている。2005年の日本人の食品からのカドミウム摂取量の実態については、$22.3\mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$（体重$53.3\text{kg}$で$2.9\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週）であったことから、耐容週間摂取量の$7\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週よりも低いレベルにある。 したがって、一般的な日本人における食品からのカドミウム摂取が健康に悪影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。 今後、食品または環境由来のカドミウム暴露にともなう重要な科学的知見が新たに蓄積された場合には、耐容摂取量の見直しについて検討する。 （平成20年9月25日府食第1016号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 20 上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	四塩化炭素（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	四塩化炭素の耐容一日摂取量を $0.71 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第273号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 18 下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	1, 4-ジオキサン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	1, 4-ジオキサンの耐容一日摂取量を16 μ g/kg体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第274号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 18下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	1,1-ジクロロエチレン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	1,1-ジクロロエチレンの耐容一日摂取量を46 μ g/kg体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第275号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 18 下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シス-1,2-ジクロロエチレン、トランス1,2-ジクロロエチレン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	1,2-ジクロロエチレン（シス-1,2-ジクロロエチレン、トランス1,2-ジクロロエチレンの和）の耐容一日摂取量を $17\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日と設定する。 （平成19年3月15日府食第276号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 18下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	塩素酸（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	塩素酸の耐容一日摂取量を30 μ g/kg体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第277号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 18 下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジクロロアセトニトリル（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	ジクロロアセトニトリルの耐容一日摂取量を $2.7 \mu\text{g/kg}$ 体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第278号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 18 下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	抱水クロラール（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	抱水クロラールの耐容一日摂取量を4.5 μ g/kg体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第279号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 18 下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	塩素（残留塩素）（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	塩素（残留塩素）の耐容一日摂取量を136 μ g/kg体重/日と設定する。 （平成19年3月15日府食第280号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 18下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリの食品健康影響評価（厚生労働省）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	食品安全委員会自らが行った食品健康影響評価
評価要請日等	－
評価要請の根拠規定	－
評 価 目 的	現状のリスク及び想定される対策を講じた場合のリスクに及ぼす効果を推定するための食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	(1) 対策の効果 食鳥の区分処理及び塩素濃度管理の徹底については、対策の有無で比較し、低減効果を整理した。食鳥の区分処理によるリスクの低減効果は、塩素濃度管理よりも大きく、当該対策のみでリスクが約半減することが示された。 なお、塩素濃度管理の徹底については、塩素添加・非添加のモデルを用いて比較を行っているため、食鳥処理場における現状の冷却水中の塩素濃度管理状況によっては、当該効果より低い効果しか示さないことに留意する必要がある。 その他4 種類の対策それぞれについては、各対策の指標を40%及び80%低減させた場合のリスクの低減効果を整理した。生食割合の低減によるリスク低減効果が最も大きく、次に調理時交差汚染割合の低減による効果が高いことが示された。加熱不十分割合の低減については、単独ではほとんどリスク低減効果がないことが示された。なお、生食しない人を対象とした場合では、最も大きなリスク低減効果があることが示された。 (2) 対策の順位付け 各対策の指標を80%低減させた場合のリスクの低減効果については、下表に整理したとおりであることが示された。ただし、対策の指標を80%低減させることの難易度は、対策によって異なることに留意する必要がある。 単独の対策を解析した結果では、加熱不十分割合の低減又は農場汚染率の低減のみでは効果は少ないことが示されたが、食鳥の区分処理及び塩素濃度管理の徹底を組み合わせることによって高い効果を示すことが示された。また、生食割合の低減については、単独の対策でも効果が高いことが認められた。 ただし、生食する人に対しては、生食割合の低減が常に最も効果が大きい一方、生食しない人に対しては、食鳥処理場での区分処理と農場汚染率の低減の組み合わせが、効果の最も大きい管理措置になることに加え、加熱不十分割合の低減や調理時の交差汚染率の低減も、比較的大きな効果を持つことも示された。 (3) その他 少ない菌量で感染を起こす細菌については人から人への感染に留意する必要があるが、カンピロバクターについては、人から人への感染経路による感染事例はほとんど報告されていない。しかし、数例の感染例の存在から、種々の条件が整えば感染が成立することは留意す

べき点と考える。

また、今回の評価では鶏肉に対象を絞っているが、牛や豚などの他の家畜、犬などのペット動物又は河川水、井戸水からも本菌が検出されており、一方、牛レバーや焼き肉などの料理が食中毒の原因食品となった事例もあることから、他の食肉の取扱いや動物とのふれあいを通じた感染又は河川、井戸水などを介した感染についても留意する必要がある。

対策の組み合わせによるリスク低減効果の順位

(単位：％)

順位	対策	低減率
1	食鳥の区分処理＋生食割合の低減＋塩素濃度管理の徹底	88.4
2	食鳥の区分処理＋農場汚染率低減＋塩素濃度管理の徹底	87.5
3	食鳥の区分処理＋農場汚染率低減	84.0
4	食鳥の区分処理＋生食割合の低減	83.5
5	生食割合の低減＋塩素濃度管理の徹底	78.7
6	生食割合の低減	69.6
7	食鳥の区分処理＋調理時交差汚染割合の低減＋塩素濃度管理の徹底	58.3
8	食鳥の区分処理＋加熱不十分割合の低減＋塩素濃度管理の徹底	55.9
9	食鳥の区分処理＋調理時交差汚染割合の低減	48.7
10	食鳥の区分処理＋加熱不十分割合の低減	44.1
11	調理時交差汚染割合の低減＋塩素濃度管理の徹底	26.3
12	農場汚染率低減＋塩素濃度管理の徹底	26.2
13	加熱不十分割合の低減＋塩素濃度管理の徹底	21.6
14	調理時交差汚染割合の低減	9.4
15	農場汚染率低減	6.1
16	加熱不十分割合の低減	0.2

※ 低減率は各指標を80％低減させた場合のリスク低減効果を示している
(平成21年6月25日府食第596号)

関係行政機関における施策の実施状況

施策の検討経過

施策の概要等

(施策の概要)

1 食鳥処理場等における対策

平成22年度からの厚生労働科学研究「食鳥・食肉処理におけるリスク管理に関する研究」(主任研究員：牧野壮一(帯広畜産大学)(3年計画))において、食品安全委員会の評価結果も踏まえ、リスク低減措置について研究予定。

2 消費者への普及啓発

- ・食品安全委員会及び地方自治体との共催で食中毒に関する意見交換会(ワークショップ)を開催し(平成21年8月11日、9月8日)、食肉の生食、加熱不十分、調理時交差汚染による食中毒に関し、普及啓発を行った。
- ・引き続き、カンピロバクター食中毒低減に向けた普及啓発を行う予定。

3 自治体への要請

全国食品衛生関係主管課長会議(平成22年2月22日)において、都道府県等に対し、カン

	ピロバクター等食中毒事案の発生を防止するため、 ① 食肉に関する衛生管理の徹底など飲食店等関係事業者に対する監視指導の適切な実施 ② 地域住民に対する食肉の加熱不足や高齢者、乳幼児に生又は加熱不足の食肉を摂取させないための注意喚起 を要請。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリの食品健康影響評価（農林水産省）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	食品安全委員会自らが行った食品健康影響評価
評価要請日等	－
評価要請の根拠規定	－
評 価 目 的	現状のリスク及び想定される対策を講じた場合のリスクに及ぼす効果を推定するための食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	(1) 対策の効果 食鳥の区分処理及び塩素濃度管理の徹底については、対策の有無で比較し、低減効果を整理した。食鳥の区分処理によるリスクの低減効果は、塩素濃度管理よりも大きく、当該対策のみでリスクが約半減することが示された。 なお、塩素濃度管理の徹底については、塩素添加・非添加のモデルを用いて比較を行っているため、食鳥処理場における現状の冷却水中の塩素濃度管理状況によっては、当該効果より低い効果しか示さないことに留意する必要がある。 その他4 種類の対策それぞれについては、各対策の指標を40%及び80%低減させた場合のリスクの低減効果を整理した。生食割合の低減によるリスク低減効果が最も大きく、次に調理時交差汚染割合の低減による効果が高いことが示された。加熱不十分割合の低減については、単独ではほとんどリスク低減効果がないことが示された。なお、生食しない人を対象とした場合では、最も大きなリスク低減効果があることが示された。 (2) 対策の順位付け 各対策の指標を80%低減させた場合のリスクの低減効果については、下表に整理したとおりであることが示された。ただし、対策の指標を80%低減させることの難易度は、対策によって異なることに留意する必要がある。 単独の対策を解析した結果では、加熱不十分割合の低減又は農場汚染率の低減のみでは効果は少ないことが示されたが、食鳥の区分処理及び塩素濃度管理の徹底を組み合わせることによって高い効果を示すことが示された。また、生食割合の低減については、単独の対策でも効果が高いことが認められた。 ただし、生食する人に対しては、生食割合の低減が常に最も効果が大きい一方、生食しない人に対しては、食鳥処理場での区分処理と農場汚染率の低減の組み合わせが、効果の最も大きい管理措置になることに加え、加熱不十分割合の低減や調理時の交差汚染率の低減も、比較的大きな効果を持つことも示された。 (3) その他 少ない菌量で感染を起こす細菌については人から人への感染に留意する必要があるが、カンピロバクターについては、人から人への感染経路による感染事例はほとんど報告されていない。しかし、数例の感染例の存在から、種々の条件が整えば感染が成立することは留意す

べき点と考える。

また、今回の評価では鶏肉に対象を絞っているが、牛や豚などの他の家畜、犬などのペット動物又は河川水、井戸水からも本菌が検出されており、一方、牛レバーや焼き肉などの料理が食中毒の原因食品となった事例もあることから、他の食肉の取扱いや動物とのふれあいを通じた感染又は河川、井戸水などを介した感染についても留意する必要がある。

対策の組み合わせによるリスク低減効果の順位

(単位：％)

順位	対策	低減率
1	食鳥の区分処理＋生食割合の低減＋塩素濃度管理の徹底	88.4
2	食鳥の区分処理＋農場汚染率低減＋塩素濃度管理の徹底	87.5
3	食鳥の区分処理＋農場汚染率低減	84.0
4	食鳥の区分処理＋生食割合の低減	83.5
5	生食割合の低減＋塩素濃度管理の徹底	78.7
6	生食割合の低減	69.6
7	食鳥の区分処理＋調理時交差汚染割合の低減＋塩素濃度管理の徹底	58.3
8	食鳥の区分処理＋加熱不十分割合の低減＋塩素濃度管理の徹底	55.9
9	食鳥の区分処理＋調理時交差汚染割合の低減	48.7
10	食鳥の区分処理＋加熱不十分割合の低減	44.1
11	調理時交差汚染割合の低減＋塩素濃度管理の徹底	26.3
12	農場汚染率低減＋塩素濃度管理の徹底	26.2
13	加熱不十分割合の低減＋塩素濃度管理の徹底	21.6
14	調理時交差汚染割合の低減	9.4
15	農場汚染率低減	6.1
16	加熱不十分割合の低減	0.2

※ 低減率は各指標を80％低減させた場合のリスク低減効果を示している
(平成21年6月25日府食第596号)

関係行政機関における施策の実施状況

施策の検討経過

- ・生産段階における汚染低減のリスク管理措置を検討するための基礎的情報を得るため、ブロイラー農場における鶏群のカンピロバクター汚染状況及び農場の衛生対策状況を調査。
- ・「有害微生物に関する情報交換会」を開催し、都道府県担当者、農政局等とブロイラー農場のカンピロバクター汚染率の低減を目指し、今後の調査・研究等について意見交換を実施。
- ・ブロイラー農場における汚染鶏群・非汚染鶏群の区分及びそれを検出するための方法の開発、生産資材のリスク管理方法の開発、農場への侵入経路の疫学的究明等に関する研究課題を公募予定。

施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	・（社）日本食鳥協会を通じて食鳥処理業者に対し、当該リスク評価の結果を送付するとともに、と体の冷却における適正な塩素濃度等の確保等の衛生管理措置について、厚生労働省が公表している指針等に基づき改めて留意するよう通知した。 ・食品業界・消費者団体に対して、当該リスク評価の結果を情報提供。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	食品中の総アフラトキシンに係る食品健康影響評価について
評価品目の分類	かび毒
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年9月3日付け厚生労働省発食安第0903001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	食品の規格として、総アフラトキシンの基準の設定に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	参照に挙げた資料を用いて総アフラトキシンの食品健康影響評価を実施した。 経口投与されたA F B 1は生体内で水酸化体で代謝され、A F M 1、A F P 1、A F Q 1として、または抱合体に転換されて尿中または糞中に排泄される。哺乳動物では、乳中にもA F M 1などが排泄される。また、A F B 1はC Y P分子種により反応性の高い化合物であるA F B 1-8, 9-エポキシドに変換され、DNA付加体が形成される。この付加体またはその代謝物が変異を引き起こして細胞を造腫瘍性にする事が示唆されている。A F B 1-8, 9-エポキシドは主としてG S Tによる抱合化を受けて排泄される。 A F B 1の遺伝毒性については、<i>in vitro</i>及び<i>in vivo</i>ともに広範な試験が実施されており、そのほとんどにおいて陽性の結果が得られている。 A F B 1の実験動物を用いた試験では、ほとんどの動物種において肝臓が標的器官であり、肝細胞癌が最も多く認められた。その他に肺及び腎臓などにも腫瘍が観察された。A F B 1の肝発がん性に対する感受性には動物種間で大きなばらつきがみられ、ラットで最も感受性が高かった。一方、非発がん毒性については、実験動物において生殖パラメーターの異常、催奇形性、免疫毒性などが認められた。 人における疫学調査のほとんどにおいてA F B 1暴露と肝細胞癌との相関が指摘されている。これらの調査はアフラトキシンの暴露量が多く、かつ、H B Vの罹患率が高い地域で実施されており、H B V感染はリスク因子であることが示唆されている。 A F B 1以外のアフラトキシンについては、A F G 1ではヒト肝ミクロソームにより代謝活性化されてDNA付加体が形成され、遺伝毒性も認められた。代謝活性化の割合はA F B 1の1/3～1/2であった。雌雄ラットで肝細胞癌が、雄ラットで腎細胞腫瘍が誘発された。A F B 2とA F G 2に関するデータは限られている。A F B 2は、げっ歯類の細胞を用いた遺伝毒性試験では陽性結果が得られた。発がん性についてはラットの一試験で肝細胞癌が認められた。また、ラット体内でA F B 1に転換され、肝臓で代謝活性化を受けてDNA付加体が形成されるとの報告がある。A F G 2では、遺伝毒性試験の一部で陽性結果が得られたが、ヒト培養細胞を用いた系では陰性であった。哺乳動物を用いた発がん性試験は実施されていないが、ニジマスを用いた試験で発がん性は認められなかった。 I A R Cでは、実験動物における発がん性について、A F B 1及びA F G 1は十分な証拠がある、A F B 2は限定的な証拠がある、A F G 2は証拠が不十分であるとしている。また、A F B 1及び自然界で生じるアフラトキシン混合物はヒトにおいて発がん性を示す十分な証拠があるとしており、総合評価として、自然界で生じるアフラトキシン混合物はヒトに対して発がん性がある物質（グループ1）と分類している。 なお、評価の参考に供した2008年のJ E C F Aの報告書の後に公表された関連文献についても調査を行ったが、これらの評価結果に変更を加えるべき根拠となる知見は確認されなかった。 上記のことから、総アフラトキシンは遺伝毒性が関与すると判断される発がん物質であり、発がんリスクによる評価が適切であると判断された。一方、非発がん影響に関しては、T D I（耐容一日摂取量）を設定するための定量的評価に適用できる報告はなく、非発がん性を指標としたT D Iを求めることは困難と判断された。

	発がんリスクについては、人の疫学調査の結果から、体重1 kgあたり1 ng/日の用量で生涯にわたりA F B 1に経口暴露した時の肝臓癌が生じるリスクとして、H B s A g 陽性者では0.3人/10万人/年（不確実性の範囲0.05～0.5人/10万人/年）、H B s A g 陰性者では0.01人/10万人/年（不確実性の範囲0.002～0.03人/10万人/年）となった。なお、このリスク計算結果には、使用された中国の疫学調査結果が極めて高い暴露量によるものであると共に、低用量暴露群でも約10%という高い発がん率を示すものであったことや、H B s A g 陽性率が高い集団でアフラトキシン暴露量の情報も極めて限られた調査に基づいて用いて行われたという不確実性を含んでいることに留意すべきである。 2004年～2006年に実施された汚染実態調査結果からアフラトキシンが含有されると思われる11品目を対象に確率論的手法を用いて暴露量の推定を行った結果では、A F B 1に対して10 μg/kgを検出限界として規制をしている現状においては、A F B 1で4又は10 μg/kg及び総アフラトキシンで8、15又は20 μg/kgの基準値を設定したとしても、A F B 1一日推定暴露量はほとんど変わらなかった。よって、落花生及び木の実（アーモンド、ヘーゼルナッツ、ピスタチオ）について、総アフラトキシンの規格基準を設定することによる食品からの暴露量に大きな影響はなく、様々な条件を前提とし不確実性を含んでいる推計ではあるが、現状の発がんリスクに及ぼす影響もほとんどないものと推察された。しかしながら、アフラトキシンは遺伝毒性が関与すると判断される発がん物質であり、食品からの総アフラトキシンの摂取は合理的に達成可能な範囲で出来る限り低いレベルにするべきである。汚染実態調査の結果、B G グループの汚染率が近年高くなる傾向が見られていることを考慮すると、落花生及び木の実について、発がんリスク及び実行可能性を踏まえ適切に総アフラトキシンの基準値を設定する必要がある。なお、アフラトキシンは自然汚染であり、B G 比率が一定しないと予想されることから、総アフラトキシンとA F B 1の両者について規制を行うことが望ましい。 また、食品からの総アフラトキシンの摂取を合理的に達成可能な範囲で出来る限り低いレベルにするために、落花生及び木の実以外の主要な食品についても、汚染実態及び国際的な基準設定の動向等を踏まえ、総アフラトキシンの規格基準の必要性について検討を行うことが望ましいと考える。 （平成21年3月19日府食第261号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年6月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。落花生及び木の実に対する総アフラトキシンの規格基準設定に当たり必要なリスク管理措置について検討中。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

（継続20下）

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	GGI株を利用して生産されたL-グルタミン
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用 途	添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成21年2月2日付け厚生労働省発食安第0202005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条の規定に基づき、添加物の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」の附則「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に基づき、安全性が確認されたと判断した。 したがって、本添加物については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（本則）による改めでの評価は必要ないと判断した。 （平成21年5月14日府食第472号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	－
施策の概要等	平成21年5月20日、申請者に対して通知。 （施策の概要） 食品、添加物等の規格基準第2Dの規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第5項の規定に基づき、申請があった食品添加物は組換えDNA技術を応用した添加物に該当しないものとみなした。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	パパイヤリングスポットウイルス抵抗性パパイヤ55-1系統
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用 途	食品
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年1月26日付け厚生労働省発食安第0126001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断した。 (平成21年7月9日府食第658号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	消費者庁で食品衛生法第19条に基づく表示基準を策定するため、本年3月18日に内閣総理大臣から消費者委員会へ表示基準について諮問し、これを受け消費者委員会食品表示部会が3月23日に開催され、継続審議となったところ。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	XAS株を利用して生産されたヘミセルラーゼ
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用 途	添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成21年2月2日付け厚生労働省発食安第0202005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条の規定に基づき、添加物の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」第1章総則第3 対象となる添加物及び目的のうち、「組換え体と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在する場合」に該当することから、本基準の評価対象ではないと判断した。 (平成21年7月30日府食第722号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	－
施策の概要等	平成21年7月30日、申請者に対して通知。 (施策の概要) 食品、添加物等の規格基準第2Dの規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第5項の規定に基づき、申請があった食品添加物は食品、添加物等の規格基準第2D及びE第3款の適用については、組換えDNA技術を応用した添加物に該当しないものとみなした。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし。
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	pCHI株を利用して生産されたキチナーゼ
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用 途	添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成21年4月28日付け厚生労働省発食安第0428001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条の規定に基づき、添加物の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」第1章総則第3 対象となる添加物及び目的のうち、「組換え体と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在する場合」に該当することから、本基準の評価対象ではないと判断した。 (平成21年9月3日府食第853号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	－
施策の概要等	平成21年9月3日、申請者に対して通知。 (施策の概要) 食品、添加物等の規格基準第2Dの規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第5項の規定に基づき、申請があった食品添加物は食品、添加物等の規格基準第2D及びE第3款の適用については、組換えDNA技術を応用した添加物に該当しないものとみなした。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし。
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	キリン細胞壁破砕アガリクス顆粒
評価品目の分類	新開発食品
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年2月13日付け厚生労働省発食安第0213001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	新開発食品の販売を禁止することを行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	厚生労働省から提出された資料では、データが不足していることから、食品衛生法第7 条第2 項の規定に基づき、当該製品について食品として販売することを禁止することについて、食品健康影響評価を行うことは困難であるとの結論に至った。 しかしながら、厚生労働省から提出された資料において、がんの治療を受けている患者がアガリクスを含む製品を摂取して肝障害が発生した可能性を示唆する事例が確認され、また、本食品には発がんを促進する作用が示唆されるなど、本食品について、人の健康を損なうおそれがない旨の確証は得られていないことから、厚生労働省においては引き続き、食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な情報を収集すべきである。 (平成21年4月30日府食第437号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年5月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部に報告。
施策の概要等	(施策の概要) 食品衛生上の危害の発生を防止するために、引き続き必要な情報の収集、国民への情報提供を行う。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	平成21年7月3日 自治体、関係団体、関係業界に対し、国民への適切な情報提供等について通知（食安基発第0703第1号～6号）し、協力を要請
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	仙生露顆粒ゴールド、アガリクスK ₂ ABPC顆粒
評価品目の分類	新開発食品
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年2月13日付け厚生労働省発食安第0213002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第3項
評 価 目 的	新開発食品の安全性の確保に関する施策を策定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	厚生労働省から提出された資料では、データが不足していることから、本食品の安全性について、食品健康影響評価を行うことは困難であるとの結論に至った。 しかしながら、厚生労働省から提出された資料において、がんの治療を受けている患者がアガリクスを含む製品を摂取して肝障害が発生した可能性を示唆する事例が確認されていることから、厚生労働省においては引き続き、食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な情報を収集すべきである。 (平成21年4月30日府食第438号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年5月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部に報告。
施策の概要等	(施策の概要) 食品衛生上の危害の発生を防止するために、引き続き必要な情報の収集、国民への情報提供を行う。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	平成21年7月3日 自治体、関係団体、関係業界に対し、国民への適切な情報提供等について通知（食安基発第0703第1号～6号）し、協力を要請
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	グルコバスター カプセル
評価品目の分類	新開発食品
用 途	小麦アルブミンを関与成分とし、食後血糖値が気になる人に適する旨を特定の保健の目的とするカプセル形態の食品
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成21年2月12日付け厚生労働省発食安第0212001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	提出された資料の範囲においては安全性に問題はないと判断された。 なお、本食品は「特定保健用食品個別製品ごとの安全性評価等の考え方について」（平成19年5月10日付け食品安全委員会決定）の2に該当することから、事業者は健康被害情報の収集・提供に努めるとともに、治療を受けている者等が摂取する際には、医師等に相談することの注意喚起表示を、原材料名等の情報とは別に表示する必要があると判断された。（平成21年6月4日府食第551号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年 6月26日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会において審議 平成21年12月 9日 消費者委員会に諮問 平成21年12月25日 消費者委員会新開発食品調査部会において審議 平成22年 1月28日 消費者委員会より答申（特定保健用食品として認めることは適当ではない） 平成22年 3月 3日 申請事業者が取り下げの申請書を最寄りの保健所に提出
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品の安全性について
評価品目の分類	新開発食品等
用 途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年4月1日付け厚生労働省発食安第0401006号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第3項
評 価 目 的	新開発食品の安全性の確保に関する施策を策定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	現時点における科学的知見に基づいて評価を行った結果、体細胞クローン牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品は、従来の繁殖技術による牛及び豚に由来する食品と比較して、同等の安全性を有すると考えられる。 なお、体細胞クローン技術は新しい技術であることから、リスク管理機関においては、体細胞クローン牛及び豚に由来する食品の安全性に関する知見について、引き続き収集することが必要である。 (平成21年6月25日府食第609号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	—
施策の概要等	(施策の概要) 食品衛生法に基づくリスク管理措置は講じず、引き続き国民に対する情報提供及び必要な知見の収集を行うこととした。 【リスク評価結果との関係】 —
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ヘルシアコーヒー 無糖ブラック
評価品目の分類	新開発食品
用 途	クロロゲン酸類を関与成分とし、血圧が高めの人に適する旨を特定の保健の目的とする清涼飲料水形態の食品
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年7月18日付け厚生労働省発食安第0718001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	提出された資料の範囲においては安全性に問題はないと判断した。 なお、本食品は「特定保健用食品個別製品ごとの安全性評価等の考え方について」（平成19年5月10日付け食品安全委員会決定）の2に該当することから、事業者は健康被害情報の収集・提供に努めるとともに、治療を受けている者等が摂取する際には、医師等に相談することの注意喚起表示を行うことが必要と判断された。 （平成21年8月27日府食第819号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年12月9日 消費者委員会に諮問 平成21年12月25日 消費者委員会新開発食品調査部会において審議 平成22年1月28日 消費者委員会より答申（特定保健用食品として認めることとして差し支えない） （許可手続き作業中）
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	調査会における指摘により、品目名を「リズムライフコーヒー 無糖ブラック」に変更

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ヘルシアコーヒー マイルドミルク
評価品目の分類	新開発食品
用 途	クロロゲン酸類を関与成分とし、血圧が高めの人に適する旨を特定の保健の目的とする清涼飲料水形態の食品
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年7月18日付け厚生労働省発食安第0718001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	提出された資料の範囲においては安全性に問題はないと判断した。 なお、本食品は「特定保健用食品個別製品ごとの安全性評価等の考え方について」（平成19年5月10日付け食品安全委員会決定）の2に該当することから、事業者は健康被害情報の収集・提供に努めるとともに、治療を受けている者等が摂取する際には、医師等に相談することの注意喚起表示を行うことが必要と判断された。 （平成21年8月27日府食第819号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年12月9日 消費者委員会に諮問 平成21年12月25日 消費者委員会新開発食品調査部会において審議 平成22年1月28日 消費者委員会より答申（特定保健用食品として認めることとして差し支えない） （許可手続き作業中）
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	調査会における指摘により、品目名を「リズムライフコーヒー マイルドミルク」に変更

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	麦の葉うまれの食物繊維
評価品目の分類	新開発食品
用 途	大麦若葉由来食物繊維を関与成分とし、お腹の調子が気になる人に適する旨を特定の保健の目的とする粉末形態の食品
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年4月23日付け厚生労働省発食安第0423002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	提出された資料の範囲においては安全性に問題はないと判断した。 なお、本食品にはビタミンK を含む大麦若葉末に加え、スピルリナ末が配合されていることから、抗凝血剤（ワルファリン等）服用者及び医療従事者への情報提供のための注意喚起表示を行う必要があると判断した。 （平成21年8月27日府食第820号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年12月 9日 消費者委員会に諮問 平成21年12月25日 消費者委員会新開発食品調査部会において審議 （指摘事項に対する回答が申請者から提出され次第、同部会において審議予定）
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続)

【新開発食品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ガイオ タガトース
評価品目の分類	新開発食品
用 途	D-タガトースを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、血糖値が気になり始めた方に適した旨を特定の保健の目的とするテーブルシュガー形態の食品。
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年10月28日付け厚生労働省発食安第1028004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 ＜評価書「5. その他」抄＞ ヒト試験において、D-タガトースを摂取することによる血漿尿酸値及び血清尿酸値への影響を下表のとおりまとめた。 (略) ヒト試験の結果について検討したところ、反復投与試験（引用文献⑫⑬⑭）においては血漿尿酸値が上昇することについて累積性は認められないが、2型糖尿病患者を対象とした一日摂取量単回摂取試験（引用文献⑮⑯）において、また、血漿尿酸値が正常値より高い者を対象とした本食品一日摂取目安量(7.5 g/日)の2倍量単回摂取試験（引用文献㉓）において、本食品の摂取に伴い、血漿尿酸値が上昇後初期値に戻ることが確認されていない。 食品安全委員会新開発食品専門調査会においては、このことについて、糖尿病患者や通風患者等の病態管理や情報提供の観点から、本食品の摂取による尿酸値の上昇に関して、注意喚起表示等他の特定保健用食品への対応との整合性を図りつつ、リスク管理機関である厚生労働省において適切な管理措置を行うべきと考える。講じられた管理措置については、専門調査会あてに報告されたい。 なお、遺伝性果糖不耐症患者への対応としては、我が国における患者発生数が非常に少なく（平成14、15年度小児慢性特定疾患治療研究事業での登録者数は1人）、義務的な注意喚起をする必要性はないが、リスク管理機関としては、専門医、患者への適切な対応を検討されたい。 (平成18年6月8日府食第464号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	本食品の摂取による尿酸値の上昇に関する注意喚起表示の検討をするよう、申請者に対して指導中
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 18上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ノシヘプタイド
評価品目の分類	肥料・飼料等
用 途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年9月12日付け厚生労働省発食安第0912008号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ノシヘプタイドの一日摂取許容量（ADI）を0.18 μ g/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年6月25日府食第615号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年1月14日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続)

【肥料・飼料等】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	コリスチン
評価品目の分類	肥料・飼料等
用 途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305025号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	コリスチンの一日摂取許容量（A D I）を0.004mg/kg 体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価について」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年1月24日府食第81号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年3月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19 下)